

特集**平成21年度 普通交付税の算定結果
について（市町村分）****目 次**

I 決定の概要	62	⑥ 投資補正	82
II 地方財政対策	63	ア 道路橋りょう費	
① 「生活防衛のための緊急対策」に基づく 地方交付税の「1兆円」増額	65	イ 都市計画費	
② 財源不足とその補てん措置	66	ウ 公園費	
III 平成21年度地方交付税総額	66	エ 下水道費	
IV 算定方法の主な改正点	68	オ 地域振興費	
1 基準財政需要額	68	⑦ 事業費補正	83
(1) 費目及び測定単位に関する事項	68	⑧ 種別補正	83
① 地域雇用創出推進費の創設		ア 道路橋りょう費（面積）	
② その他		イ 高等学校費	
(2) 単位費用に関する事項	68	ウ 公債費	
① 主要な改正点		(4) 臨時財政対策債	88
② 給与改善費及び追加財政需要額		2 基準財政収入額	88
(3) 補正に関する事項	70	(1) 市町村民税所得割	88
① 態容補正	71	(2) 市町村民税法人税割	89
ア 普通態容補正		(3) 固定資産税	90
イ 経常態容補正		(4) 利子割交付金	90
② 段階補正	75	(5) 配当割交付金及び株式等譲渡所得割 交付金	90
③ 数値急増補正	76	(6) 減収補てん特例交付金 （自動車取得税交付金分）	90
ア 人口急増補正		V おわりに	90
イ 65歳以上人口急増補正 I			
ウ 75歳以上人口急増補正 I			
④ 数値急減補正	77		
ア 人口急減補正			
イ 学級数・学校数急減補正			
ウ 農家数急減補正			
エ 従業者数急減補正			
⑤ 密度補正	78		
ア 下水道費			
イ 小・中学校費			
ウ その他の教育費			
エ 生活保護費			
オ 社会福祉費			
カ 保健衛生費			
キ 高齢者保健福祉費			
ク 清掃費			

I 決定の概要

平成21年度の普通交付税が、7月28日に決定された。

普通交付税は、地方交付税法第10条第3項の規定により、遅くとも毎年8月末日までに決定することとされており、平成19年度までは地方交付税法等の一部を改正する法律が年度内成立していたため、14年連続で7月中に決定されてきた。しかし、平成20年度は道路特定財源の暫定税率延長問題の影響を受け、同法案の成立が年度を越えて4月30日に公布施行されたことから、8月中の決定となった。今年度は同法案が再び3月中に成立したことを受け、7月中の決定となった。

<全国の状況>

今年度の普通交付税の総額は14兆8,710億円で、うち市町村分が6兆8,087億円、道府県分が8兆623億円であり、昨年度と比較すると、3,894億円、2.7%の増（市町村分3,292億円・5.1%の増、道府県分602億円・0.8%の増）となっている。

なお、平成13年度から、財源不足額の補てん措置として、従来の交付税特別会計の借入金方式に替えて臨時財政対策債を発行することとされており、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられているが、今年度はその金額が5兆1,486億円と昨年度と比べ81.7%の増となっている。

したがって、地方交付税総額（特別交付税を含む）15兆8,202億円と臨時財政対策債総額5兆1,486億円を合算した実質的な交付税額は20兆9,688億円で、昨年度に比べ15.0%の増となっている。

基準財政需要額（市町村分については、一般算定と合併算定替分を単純に合算したものによる。以下、基準財政収入額についても同じ。）では、「包括算定経費」は、市町村分が3兆2,059億円、道府県分が1兆5,142億円で、昨年度と比較して市町村分が2.8%の減、道府県分が3.3%の減となっている。また、「個別算定経費」は、市町村分が17兆8,460億円、道府県分が17兆9,367億円で、昨年度と比較して市町村分が0.9%の増、道府県分が0.1%の増となっている。この増要因としては、地域雇用創出推進費の皆増、医師確保対策・救急医療等の充実による増、後期高

齢者医療給付費負担金の増に伴う高齢者保健福祉費（75歳以上人口）の増等がある。市町村分については、これに加えて、生活保護費の増や妊婦健診費用助成の充実などが挙げられる。一方、減要因としては、給与費の減、投資的経費の減、事業費補正の減等がある。

公債費については、市町村分が2兆8,175億円で昨年度比3.2%の増、道府県分が2兆9,100億円で0.1%の減となっている。

今年度創設された地域雇用創出推進費は、道府県分・市町村分の近年の基準財政需要額がほぼ同額であることや、過去5年間の決算統計における労働費が道府県分及び市町村分ともにほぼ同額であったこと等を踏まえ、道府県分・市町村分ともに2,500億円ずつとなっている（地域雇用創出推進費の詳細については後述）。

また、臨時財政対策債振替額は、市町村分が1兆9,132億円で55.3%の増、道府県分が3兆2,355億円で102.0%の増となっている。今年度においては、財源不足の大幅な拡大に対応するため、既往の臨時財政対策債、元利償還等に係る臨時財政対策債の発行に加えて、更に生じている財源不足を国と地方が折半して補てんすることとし、地方負担分については臨時財政対策債の発行により対応することとなったこと等によるものである。その結果、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額は、市町村分が22兆4,576億円で1.2%の減、道府県分が19兆5,258億円で6.8%の減となっている。

基準財政収入額では、市町村分が16兆9,028億円で4.6%の減、道府県分が11兆7,124億円で15.5%の減となっている。これは、法人税割や法人事業税といった法人関係税の減によるものである。

その結果、交付基準額は、市町村分で昨年度比5.2%増の6兆8,244億円、道府県分で0.9%増の8兆783億円となっている。また、今年度の道府県分と市町村分の配分割合は、道府県分54.2%、市町村分45.8%となり、昨年度に比べて市町村分に1.1ポイントシフトした。（第1表）

不交付団体の数は、都道府県は東京都のみ、市町村では151団体で、市町村については交付から不交

第1表 道府県分と市町村分の配分割合の推移

(単位:%)

年 度	50	55	60	2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
道府県分	55.1	55.2	58.3	57.4	54.4	54.7	53.4	53.5	55.7	56.5	56.9	57.9	57.8	57.4	56.9	56.5	56.4	55.3	54.2
市町村分	44.9	44.8	41.7	42.6	45.6	45.3	46.6	46.5	44.3	43.5	43.1	42.1	42.2	42.6	43.1	43.5	43.6	44.7	45.8

注) 数値は当初算定による。

付になったものが1団体(泉佐野市)、不交付から交付となったものは26団体である。昨年度の不交付団体のうち1団体が他市に編入合併したため、結果26団体減少したことになる。

調整率については、0.000899302と決定され、その影響額は317億77百万円となった。(第2表)

なお、府内市町村(大阪市・堺市含む。以下同じ。)の影響額は11億83百万円であった。

<府内の状況>

府内市町村の決定総額は2,037億23百万円で、昨年度(再算定後)と比べると270億42百万円、15.3%増となった。

不交付団体数は、1団体(泉佐野市)増えて6団体となった(茨木市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである)。また、茨木市を除く不交付団体の財源超過額は、78億63百万円であり、昨年度の不交付団体の財源超過額と比べて39億71百万円、33.6%の減となった。(第3表・第4表)

基準財政需要額については、生活保護費や、妊婦健診の拡大等による保健衛生費の増もあり、個別算

定経費は昨年度比で0.1%の増(全国市町村は0.9%の増)となったが、包括算定経費は昨年度比で3.3%の減(全国市町村は2.8%の減)となっている。

公債費については、「臨時財政対策債償還費」、「減税補てん債償還費」などが増加したことにより2.0%の増となった(全国市町村は3.2%の増)。

この結果、基準財政需要額は、臨時財政対策債振替前比較で0.6%増(全国市町村は1.7%増)、振替後で2.2%の減となった(全国市町村は1.2%の減)。

一方、基準財政収入額については、減収補てん特例交付金(自動車取得税交付金分)の算入や地方消費税交付金による増があったものの、法人税割の大幅な減に伴って、総額では5.0%の減となっている(全国市町村は4.6%の減)。全国市町村に比べて府内市町村の減が大きくなったのは、法人税割の基準財政収入額に占める割合が全国より比較的高いことが大きく影響したものである。

II 地方財政対策

平成21年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込むとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれた。このように非常に厳しい地方財政の状況の中で、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、「基本方針2006」等に沿って、国の歳出予算と歩を一にして、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図ることとする一方、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえた地方交付税の増額と、地方6団体の要望を踏まえた地方財政計画の歳入歳出の適切な積み上げに取り組むこととし、「生活防衛

第2表 平成21年度調整率算出基礎

1 普通交付税の総額	14,870,972,020 千円
2 財源不足額の合算額	14,902,748,721 千円
3 財源不足団体の基準財政需要額の合算額	35,334,827,142 千円
4 調整額(2-1)	31,776,701 千円
5 調整率(4/3)	0.000899302
(参考)調整額及び調整率の推移	
平成元年度	58,776,237 千円 0.00236090
平成2年度	50,094,669 千円 0.00185975
平成3年度	63,349,446 千円 0.00218624
平成4年度	59,685,157 千円 0.00191654
平成5年度	61,113,620 千円 0.0018350443
平成6年度	55,823,568 千円 0.0016188401
平成7年度	35,375,907 千円 0.0009969168
平成8年度	48,095,591 千円 0.001297556
平成9年度	35,108,270 千円 0.000898101
平成10年度	25,508,869 千円 0.000631461
平成11年度	21,966,069 千円 0.000524684
平成12年度	20,738,288 千円 0.000486711
平成13年度	30,901,145 千円 0.000740687
平成14年度	24,614,594 千円 0.000615372
平成15年度	70,595,875 千円 0.001900611
平成16年度	63,858,475 千円 0.001781177
平成17年度	60,854,503 千円 0.001636624
平成18年度	88,149,222 千円 0.002446382
平成19年度	61,092,186 千円 0.001710240
平成20年度	57,459,759 千円 0.001620898

(注)数値は当初算定による。

第3表 算定結果の概要

	府内市町村(単位:百万円、%)			全国市町村(単位:億円、%)			
	21年度	20年度	伸び率	21年度	20年度	伸び率	
基準財政需要額	包括算定経費	158,160	163,615	△ 3.3	32,059	32,986	△ 2.8
	個別算定経費(公債費等除き)	1,161,630	1,160,065	0.1	178,460	176,917	0.9
	小計 (a + b)	1,319,790	1,323,680	△ 0.3	210,519	209,903	0.3
	地方再生対策費	5,858	5,858	0.0	2,509	2,504	0.2
	地域雇用創出推進費	9,118	—	皆増	2,505	—	皆増
	公債費等	189,119	185,341	2.0	28,175	27,314	3.2
	(臨時債振替前需要額)	1,523,885	1,514,879	0.6	243,708	239,721	1.7
	臨時財政対策債発行可能額	112,950	72,776	55.2	19,132	12,316	55.3
	計	1,410,935	1,442,103	△ 2.2	224,576	227,405	△ 1.2
基準財政収入額	1,212,717	1,276,836	△ 5.0	169,028	177,251	△ 4.6	
交付基準額	204,905	177,264	15.6	68,244	64,870	5.2	
普通交付税額	203,723	176,681	15.3	68,087	64,795	5.1	
財源超過額	7,863	11,835	△ 33.6	12,697	14,717	△ 13.7	

(注) 府内市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額には錯誤額を含まない。(全国数値には錯誤額を含む。)
 基準財政需要額及び基準財政収入額は一般算定と合併算定替を単純に合算したものである。
 交付基準額、普通交付税額及び財源超過額は一般算定と合併算定替有効分を合算したものである。
 端数処理のため、計において一致しない場合がある。

第4表 不交付団体数の推移(当初算定ベース)

年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
全国市町村	(1) 156	(1) 152	(1) 141	(1) 121	(1) 118	(1) 84	(1) 77	(1) 95	(1) 104	(1) 114	(1) 133	(1) 138	(1) 169	(1) 186	(1) 177	(1) 151
府内市町村	6	8	8	8	8	4	4	5	5	3	4	4	6	5	5	6
団 体 名	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市
	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市
	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市	摂津市
	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市	高石市
	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町	田尻町

注) ()内は東京都特別区で外数である。

平成17年度までは、財源超過団体のうち合併算定替を適用した結果、普通交付税の交付を受けることとなった団体は交付団体として計上していたが、平成18年度以降については、不交付団体として計上している。
 茨木市は21年度において財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。

のための緊急対策」を踏まえ、雇用創出等のため地方交付税を1兆円増額するとともに、地方財政計画の歳出を増額することとされた。その概要は次のとおりである。

まず、「生活防衛のための緊急対策」に基づき、既定の加算とは別枠で地方交付税が1兆円増額されるとともに、地方財政計画の歳出に、特別枠として「地域雇用創出推進費」が創設されるなど、地方公共

団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費として1兆円が追加計上された。

また、平成19年度に講じられた平成21年度までの制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとされた。このうち国

第5表 平成21年度地方財政対策の概要

1 「生活防衛のための緊急対策」に基づく地方交付税の「1兆円」増額		
○「地域雇用創出推進費」の創設	5,000億円	
・雇用創出につながる地域の実情に応じた事業の実施に必要な経費を計上する特別枠「地域雇用創出推進費」を創設		
・地方交付税の算定を通じて、雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分		
○地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実		
・「地域の元気回復」に向けた地域活性化のための財源確保	1,500億円程度	
・公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策の充実	1,500億円程度	
・最近の金融情勢を踏まえた公債費の償還期限の見直し	2,000億円程度	
2 財源不足とその補てん措置 財源不足額 10兆4,664億円(うち国地方折半対象財源不足額 5兆5,106億円)		
○財源不足額 10兆4,664億円		
	— 臨時財政対策債の発行	5兆1,486億円 ※1
	— 建設地方債の増発(財源対策債)	1兆2,900億円 ※2
	— 国の一般会計からの加算(既往法定分)	7,231億円 ※3
	— 平成19年度分国税決算精算分の後年度への繰延	4,994億円 ※4
	— 減収補てん特例交付金	500億円 ※5
	— 折半対象財源不足額のうち国負担分	2兆7,553億円 ※6
<p>(※1の内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・折半対象財源不足額のうち地方負担分にかかる臨時財政対策債 2兆7,553億円 ・既往の臨時財政対策債の元利償還分 1兆4,533億円 ・地方財政計画歳出の投資的経費(単独)及び一般行政経費(単独)と決算との一体的かい離是正分(一般財源相当分) 8,300億円 ・地方再生対策費分 1,100億円 <p>(※2の内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般公共事業債等の充当率の臨時的引き上げ等による分 1兆2,900億円 <p>(※3の内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方交付税法」附則第4条の2第2項(平成19年度における国から地方公共団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額)に基づく加算額 1,400億円 ・同条第3項(公共事業等臨時特例債の利子負担額等)に基づく加算額 5,831億円 <p>(※4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から平成27年度の各年度においてそれぞれ999億円を各年度の地方交付税の総額から減額 <p>(※5の内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収補てん分 500億円 <p>(※6の内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時財政対策加算 2兆5,553億円 ・特別交付金 2,000億円 		

負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）等により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じるとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとされた。

以下、個々の項目について具体的に説明する。

(第5表)

① 「生活防衛のための緊急対策」に基づく地方交付税の「1兆円」増額
地方財政計画の特別枠である「地域雇用創出推進費」は、5,000億円を計上することとされ、地域の実

情に応じて雇用の創出を推進できるよう、地方交付税の算定を通じて雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとされた。

また、地方財源を充実するため、以下のとおり地方財政計画の歳入歳出の見直しが行われた。

- (1) 「地域の元気回復」に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化のための財源を確保 1,500億円程度
- (2) 小児・産科医療をはじめ地域医療の中核となる公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策の充実 1,500億円程度
- (3) 最近の金融情勢を踏まえた地方財政計画上の公債費の償還期限の見直し 2,000億円程度

② 財源不足とその補てん措置

平成21年度における財源不足は10兆4,664億円となり、平成20年度の5兆2,476億円からほぼ倍増することとなった。これに対する補てん措置として、建設地方債（財源対策債）の増発により1兆2,900億円を、一般会計からの加算額（既往法定分）の交付税特別会計への繰り入れにより7,231億円を、平成19年度分国税決算精算分の後年度への繰り延べにより4,994億円を、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収を補てんするための減収補てん特例交付金により500億円を、それぞれ補てんすることとした上で、これらを除く7兆9,039億円から地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額2兆3,933億円を差し引いた5兆5,106億円について、国と地方が折半してそれぞれ補てん措置を講じることとされた。

Ⅲ 平成21年度地方交付税総額

地方交付税法附則第3条には、「政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第6条第2項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずること」と定められている。この規定に基づき、地方交付税法等改正法による改正後の地方交付税法附則第4条において特例が講じられ、必要額が確保された。平成21年度分の地方交付税総額の算定基礎は第6表のとおりである。

一般会計から繰り入れられる地方交付税の額（入口ベース）は、次の①～⑥により 16兆1,113億円 となっている。

この一般会計からの繰入額（入口ベース）に次の⑦～⑧の額を加算、控除した額 15兆8,202億円（対前年度当初4,141億円、2.7%増）が交付税特別会計における地方交付税総額（出口ベース）となっており、このうち普通交付税は14兆8,710億円（同3,894億円、2.7%増）、特別交付税は9,493億円（同248億円、2.7%増）となっている。

① 所得税及び酒税の収入見込額16兆9,920億円の32%に相当する額5兆4,374億円、法人税の収入

見込額10兆5,440億円の34%に相当する額3兆5,850億円、消費税の収入見込額10兆1,300億円の29.5%に相当する額2兆9,884億円並びに国たばこ税の収入見込額8,430億円の25%に相当する額2,108億円の合計額 12兆2,215億円

② 平成18年度の国税決算に伴う精算額のうち平成21年度に精算する額 △3,016億円

③ 平成9年度及び平成10年度に係る精算額のうち平成21年度に精算すべき額 △870億円

④ 国の一般会計における加算額（既往法定分） 7,231億円

⑤ 財源不足に対応して折半ルールに基づき国の負担分として加算する臨時財政対策加算 2兆5,553億円

⑥ 「生活防衛のための緊急対策」に基づく加算 1兆円

⑦ 交付税特別会計借入金等に係る利子支払のための控除額 △5,711億円

⑧ 剰余金の活用等 2,801億円

また、次の（1）から（4）までの合計額2,472億円については、平成27年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとされた。

（1）平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 2,219億円

（2）平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 14億円

（3）平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 45億円

（4）昭和61年度、平成4年度から平成8年度までの間及び平成10年度における交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額 194億円

第6表 平成21年度地方交付税総額算定基礎

区分	平成21年度			平成20年度			増減額			増減率	
	当初予算額 A	当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C	D	A-B	E	A-D	F	E/B (%)	F/D (%)
国税	所得税 (A)	155,720	162,790	△ 7,560	155,230	△ 7,070	△ 490	△ 4.3	0.3	△ 4.3	△ 3.3
	酒税 (B)	14,200	15,320	△ 640	14,680	△ 1,120	△ 480	△ 7.3	△ 3.3	△ 4.6	0.0
	二税計 (7)	169,920	178,110	△ 8,200	169,910	△ 8,190	10	△ 36.9	△ 5.5	△ 5.1	△ 1.2
	法人税 (4)	105,440	167,110	△ 55,520	111,590	△ 61,670	△ 6,150	△ 5.7	△ 5.7	△ 5.7	△ 2.1
	消費税 (7)	101,300	106,710	△ 4,170	102,540	△ 5,410	△ 510	△ 5.7	△ 5.7	△ 5.7	△ 5.7
	たばこ税 (5)	8,430	8,940	-	8,940	△ 510	△ 510	3	△ 4.6	0.0	0.0
	(7)×32%	54,374	56,995	△ 2,624	54,371	△ 2,621	3	△ 36.9	△ 5.5	△ 5.1	△ 1.2
	(4)×34%	35,850	56,817	△ 18,877	37,941	△ 20,967	△ 2,091	△ 5.7	△ 5.7	△ 5.7	△ 5.7
	(7)×29.5%	29,884	31,479	△ 1,230	30,249	△ 1,595	△ 365	△ 5.7	△ 5.7	△ 5.7	△ 5.7
	(5)×25%	2,108	2,235	-	2,235	△ 127	△ 127	△ 17.2	△ 2.1	0.0	0.0
小計	122,215	147,527	△ 22,731	124,796	△ 25,312	△ 2,581	△ 17.2	△ 2.1	0.0	0.0	
過年度精算分(9、10年度)	△ 870	△ 870	-	△ 870	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
過年度精算分(18年度)	△ 3,016	△ 2,000	-	△ 2,000	△ 1,016	△ 1,016	50.8	50.8	50.8	50.8	
小計(法定五税分)	118,329	144,657	△ 22,731	121,926	△ 26,328	△ 3,597	△ 18.2	△ 3.0	△ 18.2	△ 3.0	
法附則第4条第1項柱書に基づく加算額	10,000	-	-	-	10,000	10,000	皆増	皆増	皆増	皆増	
法附則第4条第1項第2号に基づく加算額	1,400	2,000	-	2,000	△ 600	△ 600	△ 30.0	△ 30.0	△ 30.0	△ 30.0	
法附則第4条第1項第3号に基づく加算額	5,831	4,744	0	4,744	1,087	1,087	22.9	22.9	22.9	22.9	
臨時財政対策特別加算額	25,553	-	10,320	10,320	25,553	15,233	皆増	147.6	皆増	147.6	
臨時財政対策償還加算額	-	-	12,410	12,410	-	△ 12,410	-	皆減	-	皆減	
計(一般会計繰入れ)	161,113	151,401	-	151,401	9,712	9,712	6.4	6.4	6.4	6.4	
返還金	1	2	-	2	△ 1	△ 1	△ 66.7	△ 66.7	△ 66.7	△ 66.7	
特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
借入金償還額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
借入金等利子充当分	△ 5,711	△ 5,711	-	△ 5,711	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	
剰余金の活用	2,800	2,500	-	2,500	300	300	12.0	12.0	12.0	12.0	
前年度からの繰越分	-	5,869	-	5,869	△ 5,869	△ 5,869	皆減	皆減	皆減	皆減	
翌年度への繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	△ 2,910	2,660	-	2,660	△ 5,570	△ 5,570	△ 209.4	△ 209.4	△ 209.4	△ 209.4	
合計	158,202	154,061	-	154,061	4,141	4,141	2.7	2.7	2.7	2.7	
内 普通交付税	148,710	144,816	-	144,816	3,894	3,894	2.7	2.7	2.7	2.7	
内 特別交付税	9,493	9,245	-	9,245	248	248	2.7	2.7	2.7	2.7	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない箇所がある。

IV 算定方法の主な改正点

1 基準財政需要額

(1) 費目及び測定単位に関する事項

① 地域雇用創出推進費の創設

「生活防衛のための緊急対策」に基づき、地方が雇用創出等を図ることができるよう、既定の加算とは別枠で増額された地方交付税1兆円のうち、5,000億円については財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用して「地域雇用創出推進費」として地方財政計画の歳出に特別枠で創設された。これを受けて、地方交付税の基準財政需要額に同額の5,000億円程度が計上され、独立した費目として「地域雇用創出推進費」が設けられた。

「地域雇用創出推進費」は、現下の厳しい雇用情勢に鑑み、雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施できるよう、雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に算定することとされた。

算定額については、道府県分及び市町村分の近年の基準財政需要額がほぼ同額であることや、過去5年間の決算統計における労働費が道府県分及び市町村分ともにほぼ同額であったこと等を踏まえ、道府県分・市町村分ともに2,500億円程度とされた。

測定単位は「人口」とされ、人口規模のコスト差を反映するほか、歳入合計に占める自主財源の割合の低さ、納税者1人あたり課税対象所得の低さ及び第一次産業就業者比率の高さにより割増補正が適用された。

② その他

ア 公立病院に対する交付税措置の充実

公立病院については、経営状況が厳しい実態や「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告書」（平成20年11月）を踏まえ、医師確保対策等の必要性に鑑み、1病床あたりの単価が594千円（前年度比23%増）に増額された。

また、救急告示病院について、平成20年度まで特別交付税により措置が講じられてきた

が、救急医療を行っている地方公共団体が多く（偏在性が少なく）全国措置額も大きいことから、平成21年度から普通交付税により措置が講じられることとなった。

イ 妊婦健診に対する交付税措置の充実

妊婦が費用の心配をせず、受診が望ましいとされる全14回の健診を受けられるよう、従前から地方交付税により措置されていた5回分の公費負担に要する経費に加え、残り9回分について、必要な経費の2分の1を国庫補助により都道府県に造成する基金で措置し、2分の1について地方交付税措置が講じられた。

(2) 単位費用に関する事項

今年度の単位費用は第7表のとおりである。

① 主要な改正点

平成21年度の単位費用については、平成20年度と比べてプラスになっている費目とマイナスになっている費目がある。これは、既存の加算とは別枠の交付税1兆円増額等によるプラス要因がある一方、給与構造改革等に基づく給与単価の減、「基本方針2006」における定員純減目標も踏まえた地方公務員の定員純減の反映等によるマイナス要因もあることを反映したものである。なお、ア～セは個別算定経費に係るもの、ソは包括算定経費に係るものである。

ア 「消防費」については、地方財政計画において消防職員の規模是正が行われたことに伴い、消防吏員が増員された。また、立入検査業務など予防査察の強化、市民からの救急相談に対応する職員の配置など救急の充実、更には地域防災リーダーの育成や救助資機材搭載型車両の整備による消防団活動の充実が図られたことに伴い、単位費用は3.8%の増となった。

イ 「道路橋りょう費（道路の面積）」については、維持補修費の充実という増加要素があったものの、給与費の減により0.4%の減となった。

また、「道路橋りょう費（道路の延長）」に

第7表 平成21年度単位費用対前年度比較表

(1) 個別算定経費

(単位:円、%)

区 分		平成21年度 単位費用 A	平成20年度 単位費用 B	増減額 A-B C	伸び率 C/B×100	
一	消 防 費	人 口	11,000	10,600	400	3.8
二	1 道 路 橋 り よ う 費	道 路 の 面 積	80,900	81,200	-300	-0.4
		道 路 の 延 長	252,000	262,000	-10,000	-3.8
	2 港 湾 費	港 係 留 施 設 の 延 長	28,900	30,900	-2,000	-6.5
		湾 外 郭 施 設 の 延 長	6,300	6,410	-110	-1.7
		漁 係 留 施 設 の 延 長	12,800	12,800	0	0.0
	3 都 市 計 画 費	都 市 計 画 区 域 に お け る 人 口	1,080	1,120	-40	-3.6
4 公 園 費	人 口	623	620	3	0.5	
	都 市 公 園 の 面 積	37,500	37,300	200	0.5	
5 下 水 道 費	人 口	100	100	0	0.0	
6 其 他 の 土 木 費	人 口	1,930	1,930	0	0.0	
三	1 小 学 校 費	児 童 数	41,100	39,600	1,500	3.8
		学 級 数	834,000	824,000	10,000	1.2
		学 校 数	8,659,000	8,672,000	-13,000	-0.1
	2 中 学 校 費	生 徒 数	38,300	36,500	1,800	4.9
		学 級 数	1,091,000	1,040,000	51,000	4.9
	3 高 等 学 校 費	学 校 数	9,306,000	9,329,000	-23,000	-0.2
	4 其 他 の 教 育 費	教 職 員 数	7,280,000	7,263,000	17,000	0.2
		生 徒 数	72,800	72,500	300	0.4
	5 幼 稚 園 の 幼 児 数	人 口	5,240	5,370	-130	-2.4
		幼 稚 園 の 幼 児 数	340,000	332,000	8,000	2.4
四	1 生 活 保 護 費	市 部 人 口	6,970	6,610	360	5.4
	2 社 会 福 祉 費	人 口	15,400	15,200	200	1.3
	3 保 健 衛 生 費	人 口	4,460	4,060	400	9.9
	4 高 齢 者 保 健 福 祉 費	65 歳 以 上 人 口	70,700	69,400	1,300	1.9
		75 歳 以 上 人 口	86,300	79,700	6,600	8.3
5 清 掃 費	人 口	5,650	5,760	-110	-1.9	
五	1 農 業 行 政 費	農 家 数	85,300	82,500	2,800	3.4
	2 林 野 水 産 行 政 費	林 業 及 び 水 産 業 の 従 業 者 数	253,000	245,000	8,000	3.3
	3 商 工 行 政 費	人 口	1,330	1,210	120	9.9
六	1 徴 税 費	世 帯 数	6,160	6,330	-170	-2.7
	2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸 籍 数	1,580	1,610	-30	-1.9
		世 帯 数	2,420	2,420	0	0.0
3 地 域 振 興 費	人 口	2,020	1,910	110	5.8	
	面 積	1,107,000	1,105,000	2,000	0.2	
七	地 方 再 生 対 策 費	人 口	1,670	1,670	0	0.0
		耕 地 及 び 林 野 面 積	1,210	1,210	0	0.0
八	地 域 雇 用 創 出 推 進 費	人 口	1,840	-	1,840	皆 増
九	1 災 害 復 旧 費	費	950	950	0	0.0
		2 辺 地 対 策 事 業 債 償 還 費	800	800	0	0.0
	3 補 正 予 算 債 償 還 費	平 成 10 年 度 以 前 許 可 債 に 係 る も の	800	800	0	0.0
		平 成 11 年 度 以 降 同 意 (許 可) 債 に 係 る も の	56	57	-1	-1.8
	4 地 方 税 減 収 補 て ん 債 償 還 費	70	74	-4	-5.4	
	5 地 域 財 政 特 例 対 策 債 償 還 費	35	36	-1	-2.8	
	6 臨 時 財 政 特 例 債 償 還 費	35	87	-52	-59.8	
	7 財 源 対 策 債 償 還 費	62	63	-1	-1.6	
	8 減 税 補 て ん 債 償 還 費	92	94	-2	-2.1	
	9 臨 時 税 収 補 て ん 債 償 還 費	53	67	-14	-20.9	
	10 臨 時 財 政 対 策 債 償 還 費	69	70	-1	-1.4	
	11 地 域 改 善 対 策 特 定 事 業 債 等 債 償 還 費	800	800	0	0.0	
	12 過 疎 対 策 事 業 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
	13 公 害 防 止 事 業 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	14 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	15 地 震 対 策 緊 急 整 備 事 業 債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	16 合 併 特 例 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
	17 原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 債 償 還 費	700	700	0	0.0	
18 災 害 復 興 等 債 利 子 支 払 費	950	950	0	0.0		

(2) 包括算定経費

区 分		平成21年度 単位費用 A	平成20年度 単位費用 A	増減額 A-B C	伸び率 C/B×100
人 口		21,830	22,600	-770	-3.4
面 積		2,376,000	2,334,000	42,000	1.8

については、国の予算や地方財政計画における投資的経費の縮減を反映して、3.8%の減となった。

ウ 「港湾費（係留施設の延長）（港湾）」については、「道路橋りょう費（道路の延長）」と同じく投資的経費の縮減を反映するとともに、職員数の見直しにより6.5%の減となった。

エ 「都市計画費」については、職員数の見直しにより3.6%の減となった。

オ 「小学校費（児童数）」及び「中学校費（生徒数）」については、学校安全対策経費の充実により、それぞれ3.8%、4.9%の増となった。

また、「小学校費（学級数）」及び「中学校費（学級数）」については、維持補修費の充実により、それぞれ1.2%、4.9%の増となった。

カ 「その他の教育費（幼稚園の幼児数）」については、特別支援教育支援員の配置や学校安全対策経費の充実により2.4%の増となった。

キ 「生活保護費」については、扶助費の増やケースワーカーの2名増により、5.4%の増となった。

ク 「社会福祉費」については、保育所運営費や地域子育て事業、障害者自立支援給付費負担金の増により1.3%の増となった。

ケ 「保健衛生費」については、妊婦健診助成費用の見直しや医師確保対策・救急医療等の充実により9.9%の増となった。

コ 「農業行政費」については、単独事業費の増により、3.4%の増となった。

サ 「林野水産行政費」については、単独事業費の増や公有林の間伐等に係る管理経費の充実に伴い、3.3%の増となった。

シ 「商工行政費」については、中小企業金融支援対策の充実により、9.9%の増となった。

ス 「徴税费」については、個人住民税の公的年金からの特別徴収のためのシステム改修事業が見直されたことにより、2.7%の減となった。

セ 「戸籍住民基本台帳費（戸籍数）」については、戸籍事務電算化費の減に伴い1.9%の減と

なった。

ソ 「包括算定経費（人口）」については、国の予算や地方財政計画における投資的経費の縮減や農山漁村地域活性化事業費の一部が「包括算定経費（面積）」へ移行されたことを反映して3.4%の減となった。

また、「包括算定経費（面積）」については、単独事業の増や農山漁村地域活性化事業費の一部の維持管理費の「包括算定経費（人口）」からの移行を踏まえ、1.8%の増となった。

② 給与改善費及び追加財政需要額

給与改善費については、平成21年度の国の予算において計上しないこととされたことを踏まえ、地方財政計画においても計上されなかったことから、基準財政需要額に算入しないこととされた（平成15年度から同様の措置）。

追加財政需要額については、年度途中における予測しがたい財政需要に備えるため、地方財政計画に昨年度と同額の5,700億円が計上された。平成21年度においては、地方財政計画計上額のうち災害分を除くものの概ね2分の1程度が包括算定経費に算入されている（平成19年度から同様の措置）。

給与改善費及び追加財政需要額の対昨年度比

	21年度	20年度
給与改善費	—	—
追加財政 需 要 額	5,700億円	5,700億円
（うち災害分）	600億円	600億円
（うちその他分）	5,100億円 ※	5,100億円 ※
合計	5,700億円	5,700億円

※ 平成16年度から、「その他分」の概ね2分の1程度を経常経費の各費目の基準財政需要額に算入していたが、平成19年度からは「包括算定経費」において一括して算入。

（3）補正に関する事項

今年度の補正に関する主な改正点は、以下のとおりである。

① 態容補正

ア 普通態容補正

i) 共通係数

普通態容補正に用いられている共通係数は、各費目に共通する「行政の一般的質量の差」を反映させるもので、その基礎に給与差を用いている。

給与構造改革により、民間賃金の地域格差が適切に反映できるように調整手当が廃止され、新たに地域手当が導入された。これに伴い、平成17年度までは種別別に共通係数が算出されていたが、平成18年度から地域手当の支給割合に基づいて定める「地域手当の級地」別に共通係数を設定することとされた。

ただし、最長平成21年度までの間、国家公務員の地域手当の支給割合については、従前の調整手当の支給割合と地域手当の支給割合の差異が段階的に縮小するよう経過措置が講じられることから、それまでの間においては、当該経過措置による支給割合を反映した「地域手当の級地区分」別に共通係数を設定することとされた。

平成21年度の「地域手当の級地区分」別の共通係数は、経過措置による地域手当の支給割合のほか、地方公務員給与実態調査結果を踏まえた本俸等の額に基づき、次のとおり算出されている（参考に道府県分の共通係数も示す）。

地域手当の級地区分	共通係数	
	市町村分	道府県分
1級地-1	1.136	1.068
2級地-1	1.114	1.057
2級地-2	1.099	1.050
2級地-3	1.099	1.050
3級地-1	1.095	1.048
3級地-2	1.088	1.044
3級地-3	1.080	1.040
3級地-4	1.073	1.037
4級地-1	1.080	1.040
4級地-2	1.080	1.040
4級地-3	1.073	1.037
4級地-4	1.066	1.033
5級地-1	1.045	1.023

5級地-2	1.045	1.023
5級地-3	1.045	1.023
5級地-4	1.038	1.019
6級地-1	1.021	1.011
6級地-2	1.021	1.011
6級地-3	1.021	1.011
無級地-1	0.995	0.995
無級地-0	0.995	0.995

ii) 共通係数の一括適用

消防費・公園費・下水道費・清掃費の普通態容補正の共通係数については、平成21年度から地域振興費に一括して適用することとされた。

iii) 個別係数

一方、個別係数については地方財政計画における一般行政経費の抑制、最近の決算の状況、地方公共団体の予算計上におけるシーリングの状況等を勘案して、平成18年度から3年間で一律10%程度の削減が行われてきた。

平成21年度においては、上記に掲げる状況等を踏まえつつ、対象費目を道路橋りょう費（延長）・清掃費・地域振興費（人口）・地域振興費（面積）とした上で、引き続き個別係数の見直しが行われた。

個々の費目の改正点は以下のとおりである。

「消防費」において、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」に基づき指定された町村以外の町村等に対する行政権能差による補正（乗率0.4）は平成15年度をもって廃止された。新たに、消防本部及び消防署を置き消防活動を行っている市町村以外の市町村に対する補正率が平成16年度から設けられ（乗率0.5）、年々この補正率が引き上げられていたが、平成21年度にこの補正率は廃止された。

「清掃費」において、人口区分が大きいほど1人あたり清掃費（決算値）が逓減している実態を踏まえ、平成21年度から、大都市において普通態容補正係数に関する質量差に係る縮減が行われた。

「地域振興費」において、平成20年度にごみ及びし尿に係る収集運搬経費が離島においては

本土と比較して割高になっていること等を踏まえ、離島関係経費の算定が充実されたが、平成21年度は、属島（役場がある島以外の島しょ）においても本土と比較して割高になっていることを踏まえ、属島関係経費の算定が充実された。

イ 経常態容補正

経常態容補正は、人口の年齢別構成等、市町村の種地または級地と関係のない態容に基づく行政経費の差異のうち、経常経費に係るものを需要額に反映させるための補正である。

平成19年度からは「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として、「魅力ある地方」を目指して前向きに取り組み、行政改革の実績を示す指標や製造品出荷額などの9つの成果指標が全国標準以上に向上した地方公共団体に対して、その程度に応じて行う基準財政需要額の割増算定が経常態容補正により行われているところである。

また、条件不利地域への配慮として、市町村を「指定都市・中核市・特例市」、「一般市」、「町村」にグループ分けして成果を比較することを基本とするとともに、全国平均以上に歳出を削減している過疎・離島の市町村については、歳出削減比率を地域振興関係経費に反映する算定において、更なる割増が行われている。

平成21年度においても基本的な枠組みは変えることなく算定が行われた。主な算定方法の変更点は、

- ・歳出削減比率を成果指標とする算定に係る対象経費について、普通会計において公債費や投資的経費を対象外としていること等を踏まえ、公営企業等に対する繰出金のうち、建設費繰出及び公債費財源繰出を対象外とされた

ことが挙げられる。

個々の費目の改正点は、以下のとおり。

- i) 「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置関係

「社会福祉費」においては、少子化対策に前向きに取り組む地方公共団体において所要

額の増加が見込まれる少子化対策に関する経費について、出生率（変化率及び絶対値）を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$$\{(a + \beta) / 2 - 1\} \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標（出生率の変化率）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

$$\text{算式：} 0.45 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.008$$

$$\text{成果指標：} \textcircled{17} \sim \textcircled{19} \text{出生率平均（\%）} -$$

$$\textcircled{16} \sim \textcircled{18} \text{出生率平均（\%）}$$

β ：成果指標（出生率の絶対値）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \beta \leq 2$ ）

$$\text{算式：} 0.11 \times \text{当該市町村の成果指標} - 3.491$$

$$\text{成果指標：} \text{出生数} / \text{修正後女性人口（年齢階層別出生率を反映した人口）}$$

γ ：単位費用に占める割増対象経費の割合（0.0331）

「清掃費」においては、循環型社会の構築に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる廃棄物の減量化対策や分別収集経費について、1人あたりごみ処理量（変化率及び絶対値）を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$$\{(a + \beta) / 2 - 1\} \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$$

α ：成果指標（1人あたりごみ処理量の絶対値）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \alpha \leq 2$ ）

$$\text{算式：} -7.76 \times \text{当該市町村の成果指標} + 3.992$$

$$\text{成果指標：} \textcircled{18} \text{1人あたりごみ処理量}$$

$$\ast \text{1人あたりごみ処理量} = \text{ごみ処理量} / \text{住基人口}$$

β ：成果指標（1人あたりごみ処理量の変化率）が全国平均以上であることによる割増係数（ $1 \leq \beta \leq 2$ ）

$$\text{算式：} (\text{特別区} \cdot \text{指定都市} \cdot \text{中核市} \cdot \text{特例市})$$

$$-46.51 \times \text{当該市（区）の成果指標} - 0.116$$

（一般市）

$$- 26.57 \times \text{当該市の成果指標} + 0.694$$

（町村）

$$- 13.33 \times \text{当該町村の成果指標} + 0.952$$

成果指標：(⑮1人あたりごみ処理量－
⑮1人あたりごみ処理量) /
⑮1人あたりごみ処理量×1 / 3
※1人あたりごみ処理量＝ごみ処理量 / 住基人口
γ：単位費用に占める割増対象経費の割合
(0.0511)

「農業行政費」においては、地場産品の発掘・ブランド化や田舎での定住促進に前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる経営振興やふるさと担い手育成等の農業振興関係経費について、農業産出額を成果指標として算出することとされた。

平成21年度については、農林水産省の作成する統計資料(「生産農業所得統計」)の内容の見直しにより、平成19年度以降の農業産出額を把握することができなくなったため、農林業センサスにある「農産物販売金額規模別農家数」を用いて農業算出額を計算するよう算定方法が改められた。

<算式>

$$(\alpha - 1) \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$$

$$\alpha \text{ 算式：} 2.61 \times \text{当該市町村の成果指標} + 1.01 \\ (1 \leq \alpha \leq 2)$$

成果指標：(2005農林業センサスによる農業産出額－2000世界農林業センサスによる農業産出額) / 2000世界農林業センサスによる農業産出額

農業算出額：Σ(区分帯の中間値) × 区分帯ごとの農家数

γ：単位費用に占める割増対象経費の割合
(0.2402)

「商工行政費」においては、都市と農山漁村との交流や賑わいあふれるまちづくりに前向きに取り組む地方公共団体において所要額の増加が見込まれる観光振興関係経費や中心市街地活性化等の商業振興関係経費について、小売業年間商品販売額を成果指標として算定することとされた。

<算式>

$$(\alpha - 1) \times \text{連乗補正係数} \times \gamma$$

α：成果指標が全国平均以上であることによる割増係数

$$\text{算式：} (\alpha_{19} + \alpha_{20} + \alpha_{21}) / 3$$

α₁₉：平成19年度の算定に用いた割増係数
(1 ≤ α₁₉ ≤ 2)

α₂₀：平成20年度の算定に用いた割増係数
(1 ≤ α₂₀ ≤ 2)

$$\alpha_{21} \text{ 算式：} 10.00 \times \text{当該市町村の成果指標} \\ + 0.962 \quad (1 \leq \alpha_{21} \leq 2)$$

成果指標：(⑯1人あたり小売業年間商品販売額－
⑯1人あたり小売業年間商品販売額) /
⑯1人あたり小売業年間商品販売額×
1 / 3

※1人あたり小売業年間商品販売額＝

$$\text{小売業年間商品販売額} / \text{住基人口}$$

γ：単位費用に占める割増対象経費の割合
(0.5373)

「徴税费」においては、平成18年度まで行革インセンティブ算定として適用されていたものが、平成19年度から「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として適用することとされた。

単位費用で措置されている「徴税強化に要する経費」については、徴税強化の取組状況によって増減する性格であることから、その1 / 2相当額について、①当該市町村の徴収率の増減と②当該市町村の徴収率と全国平均の徴収率との差を成果指標として算定されている。

「地域振興費」(経常態容補正I)においては、平成18年度までは行革インセンティブ算定として旧「企画振興費(経常)」及び旧「その他の諸費(経常・人口)」に適用されていたものが、平成19年度から「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として地域振興費(人口)に適用することとされた。

単位費用で措置された「歳出削減に要する経費」については、歳出削減の取組状況によって増減する性格であることから、その1 / 2相当額について、歳出削減比率を成果指標として算定することとされた。また、行革努力による地域振興への取組強化に伴い増加する地域振興関

係経費について、歳出削減比率を成果指標として算定することとされた。

なお、平成21年度から、普通会計において公債費や投資的経費を対象外としていること等を踏まえ、公営企業等に対する繰出金のうち、建設費繰出及び公債費財源繰出が対象外とされた。

<算式>

$$A \times (\alpha \times \gamma \times 0.5 + \beta \times 0.5) + B \times \{\gamma \times (\theta - 1) \times (\delta \times 0.02 + 0.98)\}$$

A：単位費用に占める歳出削減に要する経費の割合（991/10000）

B：単位費用に占める地域振興関係経費の割合（5419/10000）

α ：対象経費（人件費（退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む）、物件費、維持補修費、補助費等（都道府県に対するものを除く）及び繰出金（法（非）的公営企業会計等への繰出金のうち建設費・公債費を除く）に係る当該団体の削減率が、全国平均の削減率より高い（低い）ことによる割増（割落）係数

$$\text{算式：} (\alpha_{19} + \alpha_{20} + \alpha_{21}) / 3$$

α_{19} ：平成19年度の算定に用いた割増係数
 $(0 \leq \alpha_{19} \leq 3)$

α_{20} ：平成20年度の算定に用いた割増係数
 $(0 \leq \alpha_{20} \leq 3)$

α_{21} 算式： $1 + (\text{全国平均増減率} - \text{当該市町村増減率})$ $(0 \leq \alpha_{21} \leq 3)$

増減率： $(\text{対象経費} (n-2) \text{年度決算額} - (n-5) \text{年度決算額}) / ((n-5) \text{年度決算額} \times 1 / 3 \times 100)$

※①過去から継続的に経費削減を行っている市町村、②平成19年に発生した激甚災害の告示を受けた市町村、③人口急増補正が適用される市町村、④平成16年度から平成20年度までに合併した市町村については、 α_{21} による割落の対象外となっている。

β ：歳出削減の取組強化に要する経費の標準団体一般財源の1/2相当額を基準として、人口段階に応じて設定した額を算入するた

めの係数

γ ：地域振興費の段階補正係数

θ ： α と同じ。

$$\text{算式} (\theta_{19} + \theta_{20} + \theta_{21}) / 3$$

θ_{19} ：平成19年度の算定に用いた割増係数
 $(1 \leq \theta_{19} \leq 2)$

θ_{20} ：平成20年度の算定に用いた割増係数
 $(1 \leq \theta_{20} \leq 2)$

θ_{21} ： α_{21} と同じ。 $(1 \leq \theta_{21} \leq 2)$

※条件不利地域において行革努力を行いつつ、地域振興を積極的に行っている市町村については、更なる割増を行うこととし、 $\alpha > 1$ の団体のうち次の条件を満たす市町村について、符号 α の値を2倍して得た値を θ としている。

(対象市町村)

①過疎、離島又は振興山村かつ、財政力指数全国平均未満の市町村

②財政力指数全国平均未満かつ税収増加かつ第一次産業就業者比率全国平均超の市町村
 (①、②とも府内市町村該当なし)

δ ：第一次産業就業者比率/0.023

※ δ は新型交付税導入に伴う変動額を最小限にとどめるため経過的に適用しているものであり、今後、段階的に反映率を縮減することとされている。

「地域振興費」(経常態容補正Ⅱ)は、企業誘致や定住促進等の地域振興に前向きに取り組む地方公共団体において、所要額の増加が見込まれる地域振興関係経費について、①製造品出荷額、②事業所数、③若年者就業率(変化率及び絶対値)、④転入者人口を成果指標として平成19年度から算定することとされた。

<算式>

$$\text{算式ア} + \text{算式イ} + \text{算式ウ} + \text{算式エ}$$

<算式ア>

$$(\alpha - 1) \times \text{段階補正係数} \times \gamma_1$$

α ：成果指標(製造品出荷額)が全国平均以上であることによる割増係数

$$\text{算式：} (\alpha_{19} + \alpha_{20} + \alpha_{21}) / 3$$

α_{19} ：平成19年度の算定に用いた割増係数
($1 \leq \alpha_{19} \leq 2$)

α_{20} ：平成20年度の算定に用いた割増係数
($1 \leq \alpha_{20} \leq 2$)

α_{21} 算式： $7.33 \times$ 当該市町村の成果指標
 $+ 0.633$ ($1 \leq \alpha_{21} \leq 2$)

成果指標： $(\textcircled{18}$ 製造品出荷額－
 $\textcircled{15}$ 製造品出荷額) /
 $\textcircled{15}$ 製造品出荷額 $\times 1 / 3$

γ_1 ：単位費用に占める割増対象経費の割合
(0.2259)

<算式イ>

$(\beta - 1) \times$ 段階補正係数 $\times \gamma_2$

β ：成果指標（事業所数）が全国平均以上であることによる割増係数

算式： $(\beta_{19} + \beta_{20} + \beta_{21}) / 3$

β_{19} ：平成19年度の算定に用いた割増係数
($1 \leq \beta_{19} \leq 2$)

β_{20} ：平成20年度の算定に用いた割増係数
($1 \leq \beta_{20} \leq 2$)

β_{21} 算式： $33.62 \times$ 当該市町村の成果指標
 $+ 1.010$ ($1 \leq \beta_{21} \leq 2$)

成果指標： $(\textcircled{18}$ 事業所数－ $\textcircled{16}$ 事業所数) /
 $\textcircled{16}$ 事業所数 $\times 1 / 3$

γ_2 ：単位費用に占める割増対象経費の割合
(0.1635)

<算式ウ>

$\{(\alpha - 1) + (\beta - 1)\} / 2$

\times 段階補正係数 $\times \gamma_3$

α ：成果指標（若年者就業率の変化率）が全国平均以上であることによる割増係数
($1 \leq \alpha \leq 2$)

算式： $142.86 \times$ 当該市町村の成果指標 $+ 1.271$

成果指標： $(\textcircled{17}$ 若年者就業率－
 $\textcircled{12}$ 若年者就業率) $\times 1 / 5$

β ：成果指標（若年者就業率の絶対値）が全国平均以上であることによる割増係数
($1 \leq \beta \leq 2$)

算式： $19.12 \times$ 当該市町村の成果指標 $- 10.067$

成果指標： $\textcircled{17}$ 若年者就業率

γ_3 ：単位費用に占める割増対象経費の割合
(0.1283)

<算式エ>

$(\alpha - 1) \times$ 段階補正係数 $\times \gamma_4$

α ：成果指標（転入者人口）が全国平均以上であることによる割増係数

算式： $(\alpha_{19} + \alpha_{20} + \alpha_{21}) / 3$

α_{19} ：平成19年度の算定に用いた割増係数
($1 \leq \alpha_{19} \leq 2$)

α_{20} ：平成20年度の算定に用いた割増係数
($1 \leq \alpha_{20} \leq 2$)

α_{21} 算式：

(特別区・指定都市・中核市・特例市)

$1.17 \times$ 当該市（区）の成果指標 $+ 0.495$
(一般市)

$0.64 \times$ 当該市の成果指標 $+ 1.067$

(町村)

$0.30 \times$ 当該町村の成果指標 $+ 1.119$

(いずれも $1 \leq \alpha_{21} \leq 2$)

成果指標： $(\textcircled{19}$ 転入者人口－ $\textcircled{16}$ 転入者人口)
 $\times 1 / 3$

γ_4 ：単位費用に占める割増対象経費の割合
(0.1470)

ii) その他

「林野水産行政費」の経常態容補正は、林業及び漁業の各産業別従業者1人あたりの所要一般財源の差を反映するための補正である。

<算式>

$1 / A \times (B \times 4.13 + C \times 0.28)$

A：当該市町村の林業及び漁業の就業者数

B：当該市町村の林業の就業者数

C：当該市町村の漁業の就業者数

② 段階補正

段階補正は、人口等の測定単位の増減に応じて、単位当たりの費用が割安又は割高になることを補正するものである。

徴税费において、地方税の電子申告システムに関する経費については、これまで開発費及び維持管理費ともに世帯数に比例するものとして段階補正が行われてきたが、平成21年度から、開発費に

関して世帯数に比例しない固定的な経費であると捉え、本補正係数が見直されている。

③ 数値急増補正

ア 人口急増補正

人口急増補正については、人口を測定単位とするものについて、平成10年度から「その他の諸費（人口・経常）」において包括的に算入されていたが、平成19年度から、従来の人口急増補正Ⅱ（投資割増）により反映していた財政需要も含めて、各費目における増加需要額を「地域振興費（人口）」において一括して算定している。

本補正は、測定単位である人口の国勢調査時から今年度の算定基準日である平成21年4月1日までの人口の増加を反映させるもので「数値代置方式」と呼ばれている。

平成12年度までは全国平均増加率以上の団体が対象とされていたが、人口全体の増加率が以前より低くなっていること等から、平成13年度から、住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率を超える団体についてのみ適用することとされた。今年度は、平成17年9月30日から平成21年3月31日までの住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率（1.019）を超える市町村について適用された。

○算式

$$\text{人口急増補正係数} - 1 = (A/B - 1.019) \times \alpha$$

[算式の符号]

A：平成21年3月31日現在の住民基本台帳登録人口

B：平成17年9月30日現在の住民基本台帳登録人口

α ：33.1

イ 65歳以上人口急増補正Ⅰ

65歳以上人口急増補正Ⅰは、65歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」に適用される。その考え方は、人口急増補正と同様「数値代置方式」であり、国勢調査以降の65歳以上人口の増加に伴う財政需要の

増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

平成13年度までは住民基本台帳登録65歳以上人口が全国平均増加率を超える団体について対象とされていたが、平成14年度から同人口の増加団体における平均増加率（平成21年度については1.098）を超える市町村に適用することとされた。

なお、この補正は、「高齢者保健福祉費」が創設された平成6年度から適用されているが、当時は算定年度の4月1日の数値を用いて算定していた密度補正が適用される経費が、当該費目の需要額に占める割合が低かったため、単位費用全体に乘じられてきた経緯がある。しかしながら、近年、密度補正経費の割合が急増していることから、平成16年度から急増補正の割増対象は密度補正が適用されない単位費用部分に限定されており、平成21年度においては0.418（昨年度0.429）を乗じて算出された。

○算式

$$65\text{歳以上人口急増補正Ⅰ係数} - 1 = (A/B - 1.098) \times 0.418$$

[算式の符号]

A：平成21年3月31日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口

B：平成18年3月31日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口

$$0.418 : \frac{\text{標準団体一般財源}(1,697,853\text{千円}) - \text{急増補正対象外経費}(987,887\text{千円})}{\text{標準団体一般財源}(1,697,853\text{千円})}$$

ウ 75歳以上人口急増補正Ⅰ

75歳以上人口急増補正Ⅰは、75歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（75歳以上人口）」に適用される。その考え方は、人口急増補正と同様「数値代置方式」であり、国勢調査以降の75歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

この急増補正については、平成18年3月31日から平成21年3月31日までの75歳以上人口の増加団体の平均増加率（1.130）を超える市町村

について適用されている。

○算式

75歳以上人口急増補正 I 係数 - 1 = A / B - 1.130

[算式の符号]

A : 平成21年 3月31日現在の75歳以上の住民
基本台帳登録人口

B : 平成18年 3月31日現在の75歳以上の住民
基本台帳登録人口

④ 数値急減補正

ア 人口急減補正

人口急減補正については、人口を測定単位とする経費に適用され、平成19年度から人口急増補正と同様に、「地域振興費（人口）」において包括的に算入されている。

本補正は、人口の急減する市町村が、人口変動の少ない同規模の市町村に比べて、人口1人あたりの単価が割高となるため、減少人口の一定割合を復元させるためのものである。

これは、人口が急減する市町村では、人口減少に応じて直ちに経費の削減を図ることは困難であり、測定単位の減少に即応して基準財政需要額が減少すると財政運営に支障を来す恐れがあることから、激変緩和措置として設けられているものである。

平成12年から平成17年までの国勢調査人口の減少を基礎とした算式となっており、平成21年度における復元率は30%（平成20年度は50%）とされている。

なお、対象は平成20年度と同様、人口減少団体の平均減少率（1.028）を超える団体とされた。

○算式

人口急減補正係数 - 1 =
 $(B / A - 1.028) \times 27.4 \times \alpha$

[算式の符号]

A : 平成17年国勢調査人口

B : 平成12年国勢調査人口

α : 0.3

イ 学級数・学校数急減補正

学級数・学校数急減補正は、測定単位である「学級数・学校数」の急激な減少に伴う需要額の

激変緩和措置として適用される。学級数については、具体的には算定年度の前年から3年前までの各年度の数はいずれも下回る団体について、前年の減少分の90%、2年前の減少分の60%、3年前の減少分の30%がそれぞれ復元されるものである。

学校数については、平成19年度から、小・中学校の統廃合に要する経費を学校の減少数を指標として算定することとして、学校数急減補正の適用期間を3年から5年（平成19年度は経過措置として4年）に延長し、学校数の減少後2年間（平成19年度は経過措置として1年間）は、従来の学校数により、学校の統廃合がなかった場合と算定額を同額にすることとされた。

○算式

学級数急減補正係数 - 1 =
 $1 / A \times \{ (B - A) \times 0.9 + (C - B) \times 0.6 + (D - C) \times 0.3 \}$

(注) (B - A)、(C - B)、又は (D - C) が負数となるときは、それぞれ0とする。

Aの数値がB、C、Dのいずれの数値以上となるときは (B - A)、(C - B)、(D - C) は0とする。

[算式の符号]

A : 測定単位の数値（学級数）

B : 平成20年 5月1日現在の測定単位の数値
（学級数）

C : 平成19年 5月1日現在の

D : 平成18年 5月1日現在の

学校数急減補正係数 - 1 =

$1 / A \times \{ (B - A) \times 1.0 + (C - B) \times 1.0 + (D - C) \times 0.9 + (E - D) \times 0.6 + (F - E) \times 0.3 \}$

(注) (B - A)、(C - B)、(D - C)、(E - D) 又は (F - E) が負数となるときは、それぞれ0とする。

Aの数値がB、C、D、E及びFのいずれの数値以上となるときは (B - A)、(C - B)、(D - C)、(E - D) 及び (F - E) は0とする。

[算式の符号]

A：測定単位の数値（学校数）

B：平成20年5月1日現在の測定単位の数値
（学校数）

C：平成19年5月1日現在の

D：平成18年5月1日現在の

E：平成17年5月1日現在の

F：平成16年5月1日現在の

ウ 農家数急減補正

農家数急減補正は、測定単位である「農家数」の置き換えに伴う「農業行政費」の激変緩和措置として適用されるものであり、平成18年度からは、農林業センサスの更新に伴い、2000年世界農林業センサスによる農家数と2005年農林業センサスによる農家数を比較し、その間の減少数の一定割合が復元されることとなった。その復元率は30%（平成20年度は50%）である。激変緩和の性格上、年次進行により順次遞減されることになる。

○算式

農家数急減補正係数-1 = $\{(B-A) / A\} \times 0.3$

[算式の符号]

A：2005年農林業センサスによる農家数

B：2000年世界農林業センサスによる農家数

エ 従業者数急減補正

従業者数急減補正は、測定単位である「林業及び水産業の従業者数」の置き換えに伴う「林野水産行政費」における激変緩和措置として適用されるものである。平成12年国勢調査による従業者数と平成17年国勢調査による従業者数を比較し、その間の減少数の一定割合を復元することとされている。平成21年度の復元率は40%（平成20年度は60%）である。

○算式

従業者数急減補正係数-1 =

$1 / A \{ (E / B - 1.564) \times B \times 4.13 + (F / C - 1.196) \times C \times 0.28 \} \times 0.4$

[算式の符号]

A：平成17年国勢調査による「林業及び漁業の従業者数」

第8表 数値急増・急減補正による増加需要額(府内市町村)

(単位:百万円、%)

区 分	平成21年度(イ)		平成20年度(ロ)		増減額(ハ)		増減率	
	数値	数値	数値	数値	(イ)-(ロ)		(ハ)/(ロ)	
	急増補正	急減補正	急増補正	急減補正	数値急増補正	数値急減補正	数値急増補正	数値急減補正
大 都 市	836	46	496	52	340	△6	68.5	△11.5
都 市	3,165	309	2,129	435	1,036	△126	48.7	△29.0
町 村	96	103	82	161	14	△58	17.1	△36.0
市町村計 (除大都市)	3,261	412	2,212	597	1,049	△185	47.4	△31.0
府 計	4,096	458	2,708	648	1,388	△190	51.3	△29.3

(注) 端数処理のため、計と一致しないことがある。

B：平成17年国勢調査による「林業の従業者数」

C：平成17年国勢調査による「漁業の従業者数」

E：平成12年国勢調査による「林業の従業者数」

F：平成12年国勢調査による「漁業の従業者数」

[数値急増・急減補正による今年度の府内の増加需要額は第8表のとおりである。]

⑤ 密度補正

今年度の密度補正単価は第9表のとおりで、主な改正点は次のとおりである。

ア 下水道費

維持管理経費の実態を反映させるため、排水人口・排水面積・処理施設の種類による密度補

公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率

区 分		21年度	20年度
農業集落排水施設	排水人口あたり	1.48	1.46
	排水面積あたり	0.40	0.40
漁業集落排水施設・林業集落排水施設	排水人口あたり	1.96	1.89
	排水面積あたり	0.73	0.71
簡易排水処理施設・小規模集合排水処理施設	排水人口あたり	2.44	2.34
	排水面積あたり	0.62	0.59
特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設	排水人口あたり	2.77	2.35

第9表 平成21年度密度補正単価等（対前年度比較）

(単位:円/%)

費目	測定単位	密度補正区分	事 項	21年度	20年度	差 引	増減率	
				A	B	A - B C	C / B	
下水道費	人 口		排水人口	622	650	-28	-4.3	
			排水面積(千㎡あたり)	3,765	3,963	-198	-5.0	
小学校費	児童数	I	スクールバス・ボート	5,715,000	5,745,000	-30,000	-0.5	
中学校費	生徒数	I	スクールバス・ボート	5,715,000	5,745,000	-30,000	-0.5	
			市町村立高等専門学校	705,000	756,000	-51,000	-6.7	
			市町村立短期大学学生 理科系学部	882,000	919,000	-37,000	-4.0	
			文科系学部	342,000	363,000	-21,000	-5.8	
			家政系及び芸術系学部	608,000	645,000	-37,000	-5.7	
			市町村立大学学生 医学部	3,996,000	4,110,000	-114,000	-2.8	
			理科系学部	1,480,000	1,501,000	-21,000	-1.4	
			文科系学部	227,000	245,000	-18,000	-7.3	
			家政系及び芸術系学部	884,000	918,000	-34,000	-3.7	
			市町村立特別支援学校	幼稚園幼児数	55,000	52,000	3,000	5.8
			小・中学部児童・生徒数	358,000	411,000	-53,000	-12.9	
			高等部(本科)生徒数	567,000	640,000	-73,000	-11.4	
			※(別科・専攻科)生徒数	674,000	743,000	-69,000	-9.3	
私立幼稚園幼児(3~5歳児の合計数)	26,000	24,300	1,700	7.0				
生活保護費	市部人口		被生活保護者	148,100	146,300	1,800	1.2	
社会福祉費	人 口		保育所児童1人あたり所要運営費	公立 指定・中核市	547,590	538,528	9,062	1.7
				私立 その他団体	543,166	534,185	8,981	1.7
				公立 指定・中核市	279,998	275,360	4,638	1.7
				私立 その他団体	152,008	149,472	2,536	1.7
				施設入所支援等支給決定者一人あたり単価	726,616	818,513	-91,897	-11.2
				児童手当対象児童	10,591	10,684	-93	-0.9
児童扶養手当支給対象者	17,553	17,580	-27	-0.2				
保健衛生費	人 口	I	診療所	7,100,000	7,100,000	0	0.0	
			診療所病床	297,000	241,000	56,000	23.2	
			簡易水道等給水人口	4,920	4,860	60	1.2	
			簡易水道高料金対策	算入率 0.5	算入率 0.5			
			資本費単価 157円/㎡を超える部分の資本費					
			簡水債元利償還金・許可額(平成3年度以降許可債)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)			
			(未普及解消緊急対策事業上乘せ分)	算入率 1/6	算入率 1/6			
			市町村立病院病床	594,000	482,000	112,000	23.2	
			市町村立大学附属病院病床	415,800	289,200	126,600	43.8	
			市町村立リハビリ病院病床	415,800	289,200	126,600	43.8	
			救急告示病院数	32,900,000	—	32,900,000	皆増	
			救急告示病床数	1,697,000	—	1,697,000	皆増	
			病院事業債元利償還金繰出基準額(平成3年度以降平成13年度以前許可分)	算入率 0.6	算入率 0.6			
			(平成14年度以後許可分)	算入率 0.45	算入率 0.45			
			市町村立大学附属病院事業債元利償還金繰出基準額(平成5年度以降平成14年度以前許可債)	算入率 0.4	算入率 0.4			
			(平成15年度許可分(平成14年度基本設計等着手分))	算入率 0.3	算入率 0.3			
			(平成15年度以後許可分)	算入率 0.225	算入率 0.225			
			水源開発等に係る繰出基準額	算入率 0.5	算入率 0.5			
			上水道高料金対策	算入率 0.5	算入率 0.5			
			(資本費単価 172円/㎡を超える部分の資本費)					
一般会計出資債元利償還金・許可額	算入率 0.45	算入率 0.45						
(高度浄水分(平成18年度許可債まで)・老朽管更新分を含む)								
看護師養成所生徒数	628,000	627,000	1,000	0.2				
II	【国保基盤安定繰出分】							
	補正後保険料軽減者1人あたり市町村負担額(均等割相当分)	2,326	2,296	30	1.3			
	補正後保険料軽減者世帯1世帯あたり市町村負担額(平等割相当分)	2,008	2,019	-11	-0.5			
	補正後保険料軽減者(保険者支援分)	1,783	1,693	90	5.3			
	【人件費・助産費・光熱水費等需要費一般財源化分】							
	一般被保険者	3,318	3,477	-159	-4.6			
【国保安定化支援繰出分】	算入率 0.8	算入率 0.8						
高齢者保健福祉費	65歳以上人口		養護老人ホーム被措置者	2,171,000	2,171,000	0	0.0	
			居宅介護サービス及び地域密着型介護サービス受給者(給付費分)	168,900	169,700	-800	-0.5	
			施設介護サービス受給者(給付費分)	436,900	421,700	15,200	3.6	
			介護サービス受給者(介護保険事務費分)	19,200	19,700	-500	-2.5	
			生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価(利用見込数5人/月以下の施設)	3,413,000	3,429,000	-16,000	-0.5	
			生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価(利用見込数6~10人/月の施設)	4,359,000	4,359,000	0	0.0	
			生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価(利用見込数が11人/月以上の施設)	6,866,000	6,866,000	0	0.0	
清掃費	人 口	I	入湯税納税義務者	5,650	5,760	-110	-1.9	
			農業共済事業に係る引受戸数1戸あたりの事務費単価	16,634	15,840	794	5.0	
			II 田の面積(1haあたり)	2,312	2,541	-229	-9.0	
			畑(樹園地を含む)の面積(1haあたり)	1,467	1,617	-150	-9.3	
草地の面積(1haあたり)	213	231	-18	-7.8				
III 農道延長(1mあたり)	82	115	-33	-28.7				
牧場面積(1haあたり)	1,463	1,066	397	37.2				
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数		市町村所有森林面積(1haあたり)	21,600	18,600	3,000	16.1	
地域振興費	人 口	I	米軍人口	67,000	67,000	0	0.0	
			米軍基地面積(1km ² あたり)	6,200,000	6,200,000	0	0.0	
			自衛隊基地面積(1km ² あたり)	800,000	800,000	0	0.0	
			II 児童手当支給対象児童数(修正後)	64,703	64,048	655	1.0	
			III 外国青年招致人員	5,900,000	5,900,000	0	0.0	
			算入率 0.8	算入率 0.8				

正が適用されているが（下表参照）、今年度も実態を勘案し、排水人口あたり単価と排水面積あたり単価、公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率が見直された。なお、排水人口で算入される需要額と排水面積で算入される需要額の比率は、昨年度と同様0.50：0.50とされた。

イ 小・中学校費

密度補正Ⅰにおいて、遠距離通学児童・生徒のための通学対策として市町村が実施する、スクールバス・ボートの維持管理費単価が改定された。

ウ その他の教育費

市町村が設置する大学、短期大学及び高等専門学校等の運営に要する経費の割増算入について、学生1人あたりの単価が改定された。

また、市町村立特別支援学校の運営に要する経費を措置する部分について、生徒数等1人あたりの単価が改定されるとともに、私立幼稚園に係る単価が改定された。

エ 生活保護費

生活扶助基準の改定等に伴い、被生活保護者1人あたり単価（一般財源・年額）、各種扶助間の単価差率及び各種扶助人員の推計伸率について改定された。医療扶助及び介護扶助に係る単

価差率については、生活保護費の決算額と普通交付税の算定額を比較したところ、算定額が実績を下回り過小算定となっていたことから、前年度に引き続き実態に沿った見直しが行われた。

オ 社会福祉費
保育所運営費に係る児童1人あたりの単価について改定された。

障害者福祉サービスに関しては、統計データの整備に伴い、新たに新体系サービスのうち居住系サービス（共同生活介護（ケアホーム）及び共同生活援助（グループホーム）の利用者についても密度補正の対象とすることとされた。

カ 保健衛生費

密度補正Ⅰについては、公立病院の1病床あたり単価の引き上げ及び救急告示病院に係る救急病床数に応じた空床補償経費・医師や看護師等のための待機手当等の措置について、改定が行われた。

密度補正Ⅱにおける財政安定化支援事業については、繰出し対象経費の見直しに伴い、算式が改められた。（第10表・第11表）

キ 高齢者保健福祉費

養護老人ホーム等保護費に係る密度補正については、養護老人ホーム被措置者1人あたり単

第10表 国民健康保険に係る経費の普通交付税算入状況

年度	平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11~14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村	国	市町村
基盤安定化事業	保険料軽減負担割合 国 170億円(定額) 都道府県 1/4		保険料軽減負担割合 国 240億円(定額) 都道府県 1/4		保険料軽減負担割合 国 450億円(定額) 都道府県 1/4		保険料軽減負担割合 国 670億円(定額) 都道府県 1/4		保険料軽減負担割合 国 1/2(定率) 都道府県 1/4		(変更なし)		(変更なし)		保険料軽減負担割合 都道府県 3/4 市町村 1/4		(変更なし)		(変更なし)		(変更なし)		(変更なし)	
	市町村 残り全額		市町村 残り全額		市町村 残り全額		市町村 残り全額		市町村 1/4															
補正	(新設) 保険者支援分負担割合 国 1/2(定率) 都道府県 1/4 市町村 1/4																							
	人件費 助産費 (出産一時金の創設に伴う充実 30万円×2/3)																助産費 (出産育児一時金 30~35万円(118.10~) ×2/3)				助産費 (出産育児一時金 35~38万円(121.1~) ×2/3)		助産費 出産育児一時金 35万円×2/3 産科医療補償制度加入 分給基準額の引上額 (4万円)に係る地方負担分 分給の場合は 38万円×2/3	
II	資金・委託料・負担金分 (給与費相当分) 充実水費等 需要費相当分						(新設) 事務負担金負担分 (役員費等)相当分						(新設) 療養給付費負担金		(新設) 特別対策事業補助金								I121.10~ 出産育児一時金の 支給基準額の引上額 (4万円)に係る地方負担分 (2万円)×2/3	
	保険料負担能力分										①0.50 ②0.50 ③0.40 ④0.40													
安定化支援事業	2/3		2/3		2/3		0.5		0.3		0.3		0.3		0.25		0.27		0.25		0.26		0.29	
	0.25		0.25		0.25		0.25		0.25		0.25		0.25		0.25		0.2		0.15		0.08		0.07	
平均構成率	0.20		0.2		0.2		0.2		0.2		0.2		0.2		0.2		0.15		0.12		0.09		0.09	

第11表 「保健衛生費」密度補正Ⅱの算式

$$\begin{aligned}
 & \text{(密度補正Ⅱ係数-1)} = \frac{1}{A \times 4,460\text{円}} \times \\
 & \{ \{ (0.5 + 0.5\alpha) \times B \times 2,326\text{円} + (0.5 + 0.5\beta) \times C \times 2,008\text{円} - 63,933\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \} + \\
 & (D \times 59,430\text{円} \times 0.03 - 14,290\text{千円} \times \frac{A}{100,000}) + \\
 & (E \times 3,318\text{円} - 98,743\text{千円} \times \frac{A}{100,000}) \\
 & + F \times G \times 0.24 \times 0.8 + H \times 0.07 \times 0.8 + 48 \times I \times J \times 0.03 \times 0.8 \}
 \end{aligned}$$

【算式の符号】

A: 測定単位(人口)

B: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数
 $\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減者数} = \text{イ}) \times 1.69 \} + \{ (\text{保険料軽減者数計} = \text{ロ}) - (\text{イ}) \} \times 0.85$

C: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減世帯数
 $\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減世帯数} = \text{ハ}) \times 1.69 \} + \{ (\text{保険料軽減世帯数計} = \text{ニ}) - (\text{ハ}) \} \times 0.80$

$$\alpha : \frac{\frac{\text{(減額した被保険者均等割額計} = \text{ホ})}{\text{(補正後保険料軽減者数} = \text{B})}}{10,746} \qquad \beta : \frac{\frac{\text{(減額した世帯別平等割額計} = \text{ヘ})}{\text{(補正後保険料軽減世帯数} = \text{C})}}{9,274}$$

D: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数
 $\{ (33\text{万円以下段階保険料軽減者数} = \text{イ}) \times 0.96 \} + \{ (\text{保険料軽減者数計} = \text{ロ}) - (\text{イ}) \} \times 0.48$

E: 一般被保険者数

F: 次の算式によって求めた基盤安定事業費

$$\text{算式: } \frac{(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times 10,746\text{円} + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times 9,274\text{円}}{1,000}$$

算式の符号は、前出のもの

G: 次の算式によって求めた数値

$$\begin{aligned}
 \text{算式: } & \gamma \geq 0.55 \text{ のとき} & G &= \gamma / 0.55 \\
 & 0.45 \leq \gamma < 0.55 \text{ のとき} & G &= (\gamma - 0.45) / 0.10 \\
 & \gamma < 0.45 \text{ のとき} & G &= 0
 \end{aligned}$$

$$\ast \left[\gamma = \frac{\text{保険料軽減世帯数計}}{\text{一般被保険者世帯数}} \right]$$

H: 次の算式によって求めた数値

算式: a と b との小さい方の数値

$$a = 1,722 \times \frac{(c - 1,173.7) \times \text{住民基本台帳人口 (H20.3.31現在)}}{100,000}$$

c: 10万人あたり病床数と医療圏10万人あたりの病床数との大きい方の数値

b = (実績給付費) - {(基準給付費) + 「179千円 × (一般被保険者数)」との大きい方の数値}

I: 一般被保険者のうち、60歳以上75歳未満の者の数

J: 一般被保険者数 i につき、

$$\left. \begin{aligned}
 & \left. \begin{aligned}
 & I/i \geq 0.20 & \text{の場合} & I/i / 0.20 \\
 & 0.10 \leq I/i < 0.20 & \text{の場合} & (I/i - 0.10) / 0.10 \\
 & I/i < 0.10 & \text{の場合} & 0
 \end{aligned} \right\} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & I/i \geq 0.20 & \text{の場合} & I/i / 0.20 \\
 & 0.10 \leq I/i < 0.20 & \text{の場合} & (I/i - 0.10) / 0.10 \\
 & I/i < 0.10 & \text{の場合} & 0
 \end{aligned} \right\}
 \end{aligned}$$

2,326円: 補正後保険料軽減者1人あたり市町村負担額(均等割相当)

2,008円: 補正後保険料軽減世帯1世帯あたり市町村負担額(平等割相当)

63,933千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の額

1.69、1.69: 7割及び6割軽減のシェアにより1.75及び1.50を加重平均して求めた乗率

0.85、0.80: 5割、4割及び2割軽減のシェアにより1.25、1.00及び0.50を加重平均して求めた乗率

59,430円: 平成18年度の全国平均保険料収納額 × 0.812(単位費用積算額の減を勘案した率)

0.96: 7割及び6割軽減のシェアにより1.00及び0.83を加重平均して求めた乗率

0.48: 5割及び4割軽減のシェアにより0.50及び0.42を加重平均して求めた乗率

0.03: 0.12(7割軽減被保険者の保険基盤安定負担金(保険者支援分)の支援率) × 0.25(負担割合)

14,290千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額

3,318円: 一般被保険者1人あたりの人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費等の需要費

98,743千円: 単位費用積算の基礎に算入されている人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費・国民健康保険特別対策事業費補助金等の需要費

価は昨年度と同額の2,171,000円とされた。

また、介護給付費負担額に係る密度補正について、居宅介護サービス受給者（地域密着型サービス受給者を含む）1人あたり単価は168,900円（昨年度169,700円）、施設介護サービス受給者1人あたり単価は436,900円（昨年度421,700円）に改定された。

ク 清掃費

観光地の財政需要を反映するため入湯客数による補正を適用しており、平成21年度は1人あたり単価が5,650円（昨年度5,760円）とされた。

⑥ 投資補正

投資補正は、測定単位の多寡等により投資的経費の割り増しを行うものである。

改正点の主なものは、以下のとおりである。

ア 道路橋りょう費

平成21年度では、投資補正の各指標に係る乗率が第12表のとおり改定されている。

また、平成20年度まで、投資補正Ⅰの中で土地価格比率の高い市町村を割り増す補正が行われていたが、土地価格比率がバブル期以降長期低下傾向にあること等を踏まえ、算定の簡素化の観点から平成21年度では廃止された。

さらに、平成20年度まで、投資補正Ⅱとして交通安全対策特別交付金見合いの需要額と当該交付金収入額とを調整する補正が行われていたが、補正を廃止した場合の影響額が大きい

こと等を踏まえ、平成21年度では廃止された。

イ 都市計画費

可住地土地価格比率による割り増しを行っていた投資補正が、土地価格比率がバブル期以降長期低下傾向にあること等を踏まえ、算定の簡素化の観点から平成21年度に廃止された。

ウ 公園費

土地価格比率による割り増しを行っていた投資補正が、土地価格比率がバブル期以降長期低下傾向にあること等を踏まえ、算定の簡素化の観点から平成21年度に廃止された。

エ 下水道費

高資本費対策に必要な経費を措置するため、地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部が算入されている。

算定対象資本費単価が41円/m³以上、使用料が150円/m³以上の下水道事業について、算定対象資本費単価（その額に応じた乗率を乗じて得た額）、有収水量及び使用料単価による割落率を乗じて得た額が、供用開始後25年までは0.45、26年から30年までは0.09の算入率により算入されている。

オ 地域振興費

航空機燃料譲与税や事業所税見合いの財政需要等を算入するものであり、人口や空港関係市町村の世帯数等を用いて補正係数を算出することとされている。

第12表 道路橋りょう費 投資補正係数

	6	7	8	9	10	11～15	16～20	21
国道延長比率	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	20.0	16.5	15.6
道府県道延長比率	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	5.1	4.1
市町村道								
(ア) 4.5m以上	0.50	0.50	0.45	0.45	0.40	0.40	0.49	0.49
(イ) 4.5m～2.5m	1.1	1.1	1.15	1.15	1.20	1.22	1.30	1.29
(ウ) 2.5m～1.5m	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.31	1.47	1.68
(エ) 非永久橋	55	55	60	60	65	65	廃止	—
(オ) 交通事故件数比率								
(大都市)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.05	0.06
(大都市以外)	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.10	0.12

(ア)～(エ)については改良整備、(オ)については交通安全施設整備の必要度を反映させるための係数である。

第13表 事業費補正算入率の一覧表

(1) 地方負担額

費目		21年度算入率	20年度算入率
都市計画費	地下高速鉄道	—	0.6
	ニュータウン鉄道	—	—
	第3セクターニュータウン鉄道等	—	—
	第3セクター地下鉄建設事業	0.3	0.3
	地下鉄緊急整備事業	0.6	0.6
その他の土木費	産炭就労事業等	0.6	0.6
	農業行政費		
農業行政費	国営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	森林総合研究所土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	水資源機構営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※	

※ ダム以外の算入率。(ダムの算入率はそれぞれ0.45)

※ 「森林総合研究所」の平成20年度以前の名称は「緑資源機構」である。

なお、地域振興費（面積）の投資補正において、人口集中地区面積の割合に基づく割り増しを行うこととされていたが、補正を廃止した場合の影響額が大きくないこと等を踏まえ、算定の簡素化を進める観点から、割増係数が平成21年度に廃止された。

⑦ 事業費補正

事業費補正とは、公共事業の地方負担額や地方債の元利償還金等を用いて、実際の投資的経費に係る財政需要を交付税算定に反映させる補正である。

事業費補正については、「基本方針2005」において「基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す」とされたことを踏まえ、これまで道府県分を中心に見直しが進められてきたが、平成19年度からは市町村分の事業費補正の見直しに着手している。平成20年度においては、臨時高等学校整備事業債について、平成20年度に同意又は許可を得て発行するものから事業費補正の適用を廃止することとされた（算定上の反映は平成21年度から）。

算入率については第13表に示している。

⑧ 種別補正

種別補正は、測定単位のうちに種別があり、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについて、その費用の差に応じて測定単位の補正を行うものである。

ア 道路橋りょう費（面積）

国府県道に係る種別補正係数の区分が次のとおり改正された。

区分		平成21年度	平成20年度
市町村道	6.5m以上	1.1	1.1
	6.5～4.5m	1.0	1.0
	4.5～2.5m	0.7	0.7
	2.5～1.5m	0.2	0.2
	橋りょう	4.0	4.0
国府県道		1.99	1.88

イ 高等学校費

単位費用の改定等に伴い、教職員数を測定単位とするもの及び生徒数を測定単位とするものについて、種別補正係数が次のとおり改定された。

(2) 元利償還金(事業費補正における公債費算入分)

費目	元利償還金(元利償還金)	21年度算入率	20年度算入率
消防費	施設整備事業債(一般財源化分 平成18年度同意等債)	1.0※	1.0※
道路橋りょう費	臨時地方道整備事業債(一般分 平成元年度許可債)	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債(特定道路分 平成4年度許可債)	0.3※	0.3※
	(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)		(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)
	臨時地方道整備事業債(復興特別分 平成7,9年度同意等債)	0.8※	0.8※
	臨時地方道整備事業債(特定道路 財対分 平成8年度許可債)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
港湾費	通常分(補助事業及び直轄興営事業負担金分のうち昭和44年度以前発行の緑故資金分並びに単独事業分を除く)	0.5※(H13許可債までは10.3※)	0.5※(H13許可債までは10.3※)
都市計画費	地下鉄事業新々特例債(元金のみ)	0.6	0.6
	地下鉄事業新々特例債(利子のみ)	0.6(上限2.0※相当額)	0.6(上限2.0※相当額)
	地下鉄事業続特例債(元金のみ)	0.45	0.45
	地下鉄事業続特例債(利子のみ)	0.45(上限1.2※相当額)	0.45(上限1.2※相当額)
	地下高速鉄道建設事業等補助金債(平成13年度許可債)	0.45※(H13許可債までは10.6※)	0.45※(H13許可債までは10.6※)
	地下鉄事業出資債	0.45※(H13許可債までは10.6※)	0.45※(H13許可債までは10.6※)
	ニュータウン鉄道事業出資債	0.45※(H13許可債までは10.6※)	0.45※(H13許可債までは10.6※)
	都市高速鉄道事業債(モレール等・公営 昭和53年度許可債)	0.3※	0.3※
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成12年度以前採択分)	0.45※(H13発行までは10.5※)	0.45※(H13発行までは10.5※)
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成13年度以降採択分)	0.3※	0.3※
	都市高速鉄道事業債(モレール等・第3セクター 昭和53年度許可債)	0.3※	0.3※
	都市高速鉄道事業債(ニュータウン鉄道等・第3セクター 平成10年度許可債)	0.3※	0.3※
	地下鉄緊急整備事業企業債(特別分)	0.75◎	0.75◎
	地下鉄緊急整備事業出資債(地方単独整備区分)	0.45※(H13許可債までは10.6※)	0.45※(H13許可債までは10.6※)
	地下鉄緊急整備事業出資債(第3セクター)	0.3	0.3
	地下鉄輸送力増強等事業出資債(～平成13年度許可債)	0.6◎	0.6◎
	地下鉄緊急改良事業出資債(平成13～17年度許可債)	0.45※(H13許可債までは10.6※)	0.45※(H13許可債までは10.6※)
	地下鉄安全性向上対策事業出資債(平成16,17年度許可債)	0.45※	0.45※
	地下鉄等防災・安全対策事業出資債(平成18年度同意等債)	0.45※	0.45※
	一般公共事業債(復興特別分 平成7年度許可債)	0.8※	0.8※
公園費	公園緑地事業債(～平成15年度許可債)	0.2※(H13許可債までは10.3※)	0.2※(H13許可債までは10.3※)
下水道費	下水道通常分(昭和46年度以前発行の市場公募資金分及びその借換分並びに昭和50年度以前発行の緑故資金分を除く)※詳細は事業費補正本本文参照	0.16～0.44※(H13許可債までは0.21～0.50◎)	0.16～0.44※(H13許可債までは0.21～0.50◎)
	下水道事業債特例措置分(～平成12年度許可債)	1.0◎	1.0◎
	下水道普及と特別対策事業(平成8～14年度許可債)	0.55◎	0.55◎
	下水道事業債臨時措置分	1.0◎	1.0◎
	下水道事業債(広域化・共同化分 平成12年度許可債)	0.5※(H13許可債までは10.55※)	0.5※(H13許可債までは10.55※)
	下水道資本費平準化債(下水道事業・公害防止事業 平成16年度許可債)	0.5※	0.5※
	下水道事業債特別措置分(平成18年度許可債)	0.7※	0.7※
その他の土木費	自然災害防止事業債	0.285	0.285
	(財政力補正により最大0.57)		(財政力補正により最大0.57)
	港湾分	0.5※(H13許可債までは10.3※)	0.5※(H13許可債までは10.3※)
	都市生活環境整備事業債(平成4～13年度許可債)	0.4※	0.4※
	公共用地先行取得事業債(基幹的公共用地分)(利子のみ・～平成15年度許可債)	—	1.0%相当
	住宅宅地関連公共施設整備促進等事業債及び住宅市街地総合整備促進事業債(平成5～18年度同意等債)	0.2※(H13許可債までは10.3※)	0.2※(H13許可債までは10.3※)
	炭鉱労務事業等	0.6	0.6
	新幹線鉄道整備事業(平成4年度許可債)	0.5※	0.5※
	地域経済対策事業債(平成10年度許可債)	—	0.4※
	臨時経済対策事業債(平成11～13年度許可債)	0.45※	0.45※
	地域住宅交付金事業(平成17年度許可債)(施設整備事業を除く)	0.1※	0.1※
	一般事業債(まちづくり交付金事業)(平成16年度許可債)(施設整備事業を除く)	0.1※	0.1※
	地震防災対策特別措置法に基づき補助率嵩上げ分に係る地方債(平成18年度同意等債)(小・中学校分を除く)	0.5※	0.5※
小学校費及び中学校費	施設整備通常分(政府資金分)(平成3年度以前及び6年度許可債)	0.7◎	0.7◎
	施設整備通常分(政府資金分)(平成4及び5年度許可債)	0.5	0.5
	学校プール整備通常分(政府資金分)(昭和63～平成3年度及び6年度許可債)	0.3◎	0.3◎
	大規模改築事業(単独事業分)(平成4年度許可債)	0.3※(H13許可債までは10.5◎)	0.3※(H13許可債までは10.5◎)
	学校給食施設分(平成14年度許可債)	0.2※	0.2※
	個性ある教育環境整備事業(平成4及び5年度許可債)	0.5	0.5
	児童生徒急増町町村等の用地取得分(昭和46～平成10年度許可債)	0.6	0.6
	施設整備事業債(一般財源化分 平成18年度同意等債)	1.0※	1.0※
	学校教育施設等整備事業債(地震防災対策事業分 平成18,19年度同意等債)	0.5※	0.5※
	地震防災対策事業分(IS値0.3未満 平成20年度同意等債)	0.7※	—
	地震防災対策事業分(IS値0.3以上 平成20年度同意等債)	0.5※	—
高等学校費	臨時高等学校整備事業債(特別老朽施設改築事業分 平成6～19年度同意等債)	0.4※(H10許可債までは10.5※)	0.4※(H10許可債までは10.5※)
	大規模改築事業(単独事業分 平成10～19年度同意等債)	0.4※(H10許可債までは10.5※)	0.4※(H10許可債までは10.5※)
その他の教育費	幼稚園大規模改築事業(単独事業分 平成10～13年度許可債)	0.5※	0.5※
社会福祉費	施設整備事業債(一般財源化分 平成18年度同意等債)	1.0※	1.0※
高齢者保健福祉費(65歳以上)	施設整備事業債(一般財源化分 平成18年度同意等債)	1.0※	1.0※
清掃費	清掃施設整備分(用地取得・清掃運搬施設整備を除く)	0.3, 0.5※(H13許可債までは0.2, 0.5, 0.57, 0.4, 0.7◎)	0.3, 0.5※(H13許可債までは0.2, 0.5, 0.57, 0.4, 0.7◎)
農業行政費	一般公共事業債(農業農村・災害関連分 平成10年度許可債)	0.5※(H13許可債までは10.3※)	0.5※(H13許可債までは10.3※)
	一般単独事業債(単独農道及びふるさと一般農道分 平成5～13年度許可債)	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道分 平成5年度許可債)	0.3※	0.3※
	(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)		(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)
	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道・財対分 平成8年度許可債)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
林野水産行政費	一般単独事業債(単独林道及びふるさと一般林道分 平成5～13年度許可債)	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債(ふるさと林道分 平成5年度許可債)	0.3※	0.3※
	(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)		(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)
	臨時地方道整備事業債(ふるさと林道・財対分 平成8年度許可債)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
地域振興費(人口)	(旧)地域総合整備事業債特別分(除く財対分)(平成10～19年度同意等債)	0.3※	0.3※
	(旧)地域総合整備事業債特別分(財対分)(平成10～19年度同意等債)	1.0※	1.0※
	地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分を除く 平成10年度許可債)(利子のみ)	0.75※	0.75※
	地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分 平成10年度許可債)(利子のみ)	0.5※	0.5※
	発展基盤緊急整備事業債(平成12年度許可債)	0.5※	0.5※
	日本新生緊急基盤整備事業債(平成13年度許可債)	0.5※	0.5※
	地域活性化事業債(除く財対分)(平成14年度許可債)	0.3※	0.3※
	地域活性化事業債(財対分)(平成14年度許可債)	0.5※	0.5※
	一般単独(一般)事業債(半島振興道路整備事業分)(平成14年度許可債)	0.3※	0.3※
	一般単独(一般)事業債(地方拠点都市整備事業分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※
	一般単独(一般)事業債(中心市街地再活性化等特別事業分)(平成14年度許可債)	0.3※	0.3※
	合併特例事業債(市町村合併推進事業分(旧法分))(平成14年度許可債)	0.5※	0.5※
	合併特例事業債(市町村合併推進事業分(新法分))(平成18年度同意等債)	0.4※	0.4※
	緊急防災基盤整備事業債(防災対策事業債(旧緊急防災基盤整備事業(継続事業分分))(平成11～17年度許可債)	0.5※	0.5※
	防災対策事業債(防災基盤整備事業分・平成17年度以降は特に推進すべきもの以外)(平成14年度許可債)	0.3※	0.3※
	防災対策事業債(防災基盤整備事業分・特に推進すべきもの)(平成17年度許可債)	0.5※	0.5※
	防災対策事業債(公共施設等耐震化事業分)(平成14年度許可債)	0.5※	0.5※
	空港整備事業債(2種(A)・空港市町村負担金分 ～平成13年度許可債)	0.5◎	0.5◎
	空港整備事業債(2種(B)・空港市町村負担金分 ～平成13年度許可債)	0.5※(平成12年度までは10.267◎)	0.5※(平成12年度までは10.267◎)
	空港整備事業債(3種・空港市町村負担金分 ～平成13年度許可債)	0.5※(平成12年度までは10.267◎)	0.5※(平成12年度までは10.267◎)
	空港整備事業債(2種(B)及び3種・空港市町村管理分 ～平成13年度許可債)	0.5※(平成12年度までは10.267◎)	0.5※(平成12年度までは10.267◎)
	一般単独(一般事業)事業債(石綿対策事業分 平成17年度許可債)	0.4※(平成17年度までは10.5※)	0.4※(平成17年度までは10.5※)
地域振興費(面積)	臨時河川整備事業債(一般分 平成5～15年度許可債、平成4年度は弾力運用分及び追加分)	0.3※	0.3※
	臨時河川整備事業債(特定河川分 平成4～17年度許可債)	0.3※	0.3※
	(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)		(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)
	臨時河川整備事業債(特定河川・財対分 平成8～17年度許可債)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
	河川等関連公共施設債(平成10～14年度許可債)	0.1※(H13許可債までは0.2※)	0.1※(H13許可債までは0.2※)
	特定治水施設事業債(平成11,12,13年度許可債)	0.2※	0.2※
	一般公共事業債(河川事業(指定都市に限る))(平成18年度同意等債)	0.5※	0.5※

(注) ※は理論償還による元利償還金の算入を示す。

◎は平成12年度許可債から理論償還による元利償還金の算入に変更されたことを示す。

平成19年度から、消防費、小・中学校費、社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上)において、施設整備事業債(一般財源化分)が新たに算入された。

「高等学校費（教職員数）」の種別補正係数

種別		補正係数	
		平成21年度	平成20年度
全日制		1.00	1.00
定時制	指定都市	1.25	1.18
	その他の市町村	0.95	0.96

「高等学校費（生徒数）」の種別補正係数

種別		補正係数		
		平成21年度	平成20年度	
全日制	普通科等	1.00	1.00	
	商業科・家庭科	1.11	1.12	
	衛生看護科等	2.49	2.52	
	農業科	2.41	2.54	
	工業科・情報科	2.01	2.04	
	水産科	7.92	7.83	
	定時制 (独立校)	指定都市	普通科等	2.24
商業科・家庭科			2.39	2.40
衛生看護科等			3.29	3.22
農業科			3.51	3.75
工業科・情報科			3.44	3.45
その他		普通科等	1.92	1.91
		商業科・家庭科	2.07	2.08
		衛生看護科等	3.14	3.07
		農業科	3.19	3.26
		工業科・情報科	2.94	2.96
定時制 (併設校)	指定都市	普通科等	1.79	1.78
		商業科・家庭科	1.94	1.94
		衛生看護科等	2.95	2.87
		農業科	2.68	2.73
		工業科・情報科	2.71	2.70
	その他	普通科等	1.64	1.63
		商業科・家庭科	1.79	1.79
		衛生看護科等	2.80	2.72
		農業科	2.53	2.58
		工業科・情報科	2.56	2.55
別科・ 専攻科	職業科	4.38	4.35	
	その他	1.03	1.03	

ウ 公債費

公債費については、年次進行に伴う理論償還額の変動を反映するよう各年度同意等債の種別補正係数が変更されている。なお、地方財政法第33条の9に規定する繰上償還（公的資金補償金免除繰上償還）を行った場合は、借換債の発行の有無にかかわらず、繰上償還前の償還表により台帳を整備し、測定単位の数値を把握することとされた。

i) 補正予算債償還費

平成10年度以前許可債については、大きな変更はない。

平成11年度以降同意等債に係るものについては、市場公募団体における平成11年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

なお、基準財政需要額には、平成11年度及び平成12年度許可債に係る元利償還金については80%を算入し、平成13年度以後の同意等債に係る元利償還金については、各々の年度当初における地方負担額に係る算入率に応じて算入することとされている。

同意等年度	区 分	補正係数
11	(市場公募団体)	1.000
	(その他の団体)	1.043
12	(市場公募団体)	0.979
	(その他の団体)	1.030
13	77.5%算入分 (市場公募団体)	0.948
	(その他の団体)	1.025
	76.0%算入分 (市場公募団体)	0.930
	(その他の団体)	1.005
	66.0%算入分 (市場公募団体)	0.807
	(その他の団体)	0.873
	62.5%算入分 (市場公募団体)	0.764
	(その他の団体)	0.827
14	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.613
	(その他の団体)	0.663
	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.684
	(その他の団体)	0.791
14	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.570
	(その他の団体)	0.661

16	95.0%算入分	1.157
	60.0%算入分	0.730
	50.0%算入分	0.609
17	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.673
	(その他の団体)	0.891
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.563
	(その他の団体)	0.743
18	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.211
	(その他の団体)	0.196
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.175
	(その他の団体)	0.164
19	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.196
	(その他の団体)	0.196
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.164
	(その他の団体)	0.164
20	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.180
	(その他の団体)	0.180
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.150
	(その他の団体)	0.150

ii) 地方税減収補てん債償還費

平成3年度許可債の市場公募団体の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	市場公募団体	その他の団体
3	1.000	—
4	1.031	—
5	1.044	—
6	1.079	—
7	1.044	—
9	1.024	—
10	1.001	0.826
11	1.027	1.339
12	1.311(共通)	
13	1.339(共通)	
14	1.271(共通)	
15	1.267	1.374
16	1.380(共通)	
17	0.756	1.469
18	0.286	0.257
19	0.257(共通)	
20	0.229(共通)	

iii) 臨時財政特例債償還費

昭和63年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおりとされた。

許可年度	補正係数	金利(政府)
63	1.000	4.85 %
元	2.589	5.40 %
2	2.880	6.90 %
3	2.609	5.50 %
4	2.406	4.40 %
5	2.386	4.30 %
6	2.331	4.00 %
7	2.226	3.40 %
8	2.091	2.60 %

iv) 財源対策債償還費

平成6年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	区 分	補正係数
6	一般公共事業等分 (市場公募団体)	1.000
	(その他の団体)	1.035
7	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.973
	(その他の団体)	0.985
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.255
	(その他の団体)	1.245
8	一般廃棄物処理事業債分	1.256
	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.948
	(その他の団体)	0.927
9	義務教育施設整備事業債分	1.181
	一般廃棄物処理事業債分	1.181
	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.908
10	(その他の団体)	0.884
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.127
	(その他の団体)	1.103
10	一般廃棄物処理事業債分	1.124
	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.892
	(その他の団体)	0.881
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.106
10	(その他の団体)	1.105
	一般廃棄物処理事業債分	1.105

11	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.910
	(その他の団体)	0.905
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	1.124
	(その他の団体)	1.126
	一般廃棄物処理事業債分	1.124
12	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.897
	(その他の団体)	0.869
	義務教育施設整備事業債分	1.087
	一般廃棄物処理事業債分	1.087
13	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.887
	(その他の団体)	0.877
	義務教育施設整備事業債分	0.900
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	1.321
	(その他の団体)	1.474
14	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.529
	(その他の団体)	0.508
	義務教育施設整備事業債分	0.405
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.653
	(その他の団体)	0.698
15	一般公共事業等分	0.552
	義務教育施設整備事業債分	0.552
	一般廃棄物処理事業債分	0.737
16	一般公共事業等分	0.550
	義務教育施設整備事業債分	0.621
	一般廃棄物処理事業債分	0.728
17	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.506
	(その他の団体)	0.671
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.442
	(その他の団体)	0.666
	一般廃棄物処理事業債分	0.755
18	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.158
	(その他の団体)	0.148
	学校教育施設等整備事業債分 (市場公募団体)	0.161
	(その他の団体)	0.153
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.142
	(その他の団体)	0.139

19	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.148
	(その他の団体)	0.148
	学校教育施設等整備事業債分 (市場公募団体)	0.158
	(その他の団体)	0.158
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.132
(その他の団体)	0.132	
20	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.135
	(その他の団体)	0.135
	学校教育施設等整備事業債分 (市場公募団体)	0.144
	(その他の団体)	0.144
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.123
(その他の団体)	0.123	

v) 減税補てん償還費

平成10年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	市場公募団体	その他の団体
6	0.672	—
7	0.672	1.134
8	0.163	1.134
10	1.000	0.745
11	1.018	0.758
12	0.782	0.733
13	0.762	0.721
14	0.745	0.674
15	恒久的減税分	0.790
	先行減税分	1.452
16	恒久的減税分	0.800
	先行減税分	1.482
17	恒久的減税分	0.575
	先行減税分	1.505
18	0.217	0.207

vi) 臨時財政対策償還費

平成13年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

同意等年度	市場公募団体	その他の団体
13	1.000	1.032
14	0.974	0.990
15	1.039	1.074
16	1.067	1.043
17	0.767	1.100
18	0.290	0.271
19	0.261	0.272
20	0.232	0.207

vii) 包括算定経費（面積）

土地利用形態コスト差を反映するため、宅地の面積を基礎として、平成19年度から種別補正が適用された。

区分	種別補正係数
宅地の面積	1.00
田畑の面積	0.90
森林の面積	0.25
その他の面積	0.18

(4) 臨時財政対策債

臨時財政対策債の発行可能額は、昨年度と同様、臨時財政対策債発行可能額を算定するための「単価」を設けた上で、これに「各地方公共団体の人口」及び「補正係数」を乗じることで算定されている。

なお、臨時財政対策債発行可能額の算出に用いる補正係数については、平成21年度も平成18年度、平成19年度及び平成20年度の臨時財政対策債発行可能額の算出に用いた補正係数と同一の率とされた。

算式は、以下のとおりである。

$$\text{算式} = A \times B \times \alpha \times C$$

A：人口

B：平成18年度、平成19年度及び平成20年度の補正係数と同一の率

C：単価（11,844円）

α ：総額に合わせ付けるための率（調整率）

0.9993527

2 基準財政収入額

基準財政収入額の算定については、平成21年度地方財政計画における収入見込額等を基礎として、地方税法の改正等に伴う算定方法の改正並びに年次進行に伴う基礎数値の置き換え等によって行われた。

算定方法の主な改正点は次のとおりである。

① これまで、個人住民税の所得割の算定にあたっては、市町村により所得税の納税義務のない者の把握方法が異なることを考慮して、あるべき納税義務者数として理論納税義務者数という概念が用いられてきた。しかし、現在は、所得割の納税義務者数を把握する手法の統一化等が進んでいることから、今年度より市町村の直近の実績値である前年度の課税状況調における実際の納税義務者数が用いられることとなり、より実態に即した算定方法とする見直しを行うこととされた。

② 平成21年度税制改正における環境性能に優れた自動車の取得に係る負担を時限的に免除・軽減するための自動車取得税の減免措置が導入されたことに伴い市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため交付することとされた減収補てん特例交付金について、基準財政収入額に75%算入することとされた。

(1) 市町村民税所得割

市町村民税所得割の基準税額は、いわゆる一般所得課税分、退職所得分離課税分及び分離譲渡所得課税分にそれぞれ区分して算定することとされている。

一般所得課税分に係る納税義務者1人当たりの単位税額については、132,200円とされたところである。昨年は132,500円であったので0.2%（300円）の減となっている。

各市町村の補正率の基礎数値となる単位税額は、前年度の課税状況調を基礎に算出することとされており、その実績は第14表のとおりである。そして、各市町村の単位税額補正率は、当該市町村の単位税額をそれぞれ全国平均の単位税額（129,176円）で除することにより算出される。

なお、平成19年度以降の当分の間の措置として、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう個人住

民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に100%算入することとされた。具体的には、税源移譲後の個人住民税所得割の収入見込額の75%相当額に、税源移譲に伴う影響額の25%相当額を加算した額とされている。

第14表 市町村民税所得割に係る単位税額

区分	年度	17	18	19	20	21	
同上実績	総務大臣通知に係る単位税額	118,800	120,700	129,400	132,500	132,200	
	全 国	114,117	128,583	129,049	129,176	—	
	府内市町村(除政令市)	122,110	134,320	134,808	134,275	—	
	政令市	大阪 市	114,344	126,850	127,448	128,296	—
	堺 市	—	131,303	131,440	130,362	—	

(注) 「同上実績」欄は、課税状況調をもとに算出した数値である。

第15表 法人税割推計伸率及び精算方法の推移

年 度		17	18	19	20	21
推計伸率	府内市町村(除政令市)	1.11	1.08	1.16	1.08	0.79
	大阪市	—	—	1.19	1.15	0.79
	堺市	—	—	1.19	1.11	0.79
精算方法	精算額	正	1/3	1/3	1/3	1/3
		負	1/3	1/3	1/3	1/3

また、平成20年度に引き続き、住宅借入金等特別税額控除見込額を算定に反映することとされている。

(2) 市町村民税法人税割

市町村民税法人税割の推計基準税額の算定については、前年度(4月～3月)の調定実績に推計伸率を乗じて算出する方法により算定されている。

この推計伸率は、平成20年度地方財政計画における法人税割の収入見込額を基礎として各団体の税収実績等が勘案された結果、府内市町村一律0.79とされた。

推計伸率及び精算方法の推移については第15表のとおりである。精算方法については、20年度分は1/3、19年度分は当該未精算額の1/2、18年度分は当該未精算額の残り全額を精算することとされた。

また、府内市町村の基準税額等については、第16表のとおりである。

なお、平成21年11月末現在の府内市町村の調定見込額を見ると、ほとんどの市町村で企業収益の大幅な減少が影響し、前年比で47.2%の減となっている。

第16表 市町村民税法人税割基準税額等

(単位:千円、%)

区 分	基準税額			推計基準税額			21年度において精算すべき額(E)	精算額等		
	21年度(A)	20年度(B)	増減率 A/B-1	21年度(C)	20年度(D)	増減率 C/D-1		左の内訳		
								20年度分	19年度分	18年度分
大 都 市	75,055,693	121,149,093	△ 38.0	72,761,272	117,684,170	△ 38.2	2,294,421	△ 1,151,754	△ 921,558	4,367,733
都 市	23,035,036	38,633,726	△ 40.4	25,175,817	38,874,345	△ 35.2	△ 2,140,773	△ 1,562,928	△ 856,147	278,302
町 村	538,330	913,791	△ 41.1	657,133	973,496	△ 32.5	△ 118,632	△ 21,774	21,047	△ 117,905
市町村計(除大都市)	23,573,366	39,547,517	△ 40.4	25,832,950	39,847,841	△ 35.2	△ 2,259,405	△ 1,584,702	△ 835,100	160,397
府 計	98,629,059	160,696,610	△ 38.6	98,594,222	157,532,011	△ 37.4	35,016	△ 2,736,456	△ 1,756,658	4,528,130

(注)「精算額等」の「左の内訳」には「総務大臣が認める修正額」を含まない。

第17表 利子割交付金基準税額等

(単位:千円、%)

区 分	基準税額			推計基準税額			21年度において精算すべき額(E)	精算額等		
	21年度(A)	20年度(B)	増減率 A/B-1	21年度(C)	20年度(D)	増減率 C/D-1		左の内訳		
								20年度分	19年度分	18年度分
大 都 市	3,496,169	3,575,892	△ 2.2	3,369,653	2,954,074	14.1	126,516	-253,906	164,654	215,768
都 市	5,860,229	6,015,811	△ 2.6	5,619,676	4,981,210	12.8	240,553	-385,723	266,375	359,901
町 村	200,890	209,593	△ 4.2	194,592	174,004	11.8	6,298	-14,950	8,788	12,460
市町村計(除大都市)	6,061,119	6,225,404	△ 2.6	5,814,268	5,155,214	12.8	246,851	-400,673	275,163	372,361
府 計	9,557,288	9,801,296	△ 2.5	9,183,921	8,109,288	13.3	373,367	-654,579	439,817	588,129

来年度の普通交付税の予算見積りに際しては、地方財政計画のほか、大企業、その他地元企業の決算の状況、今後の景気動向などを見極めつつ、また精算額にも十分に配慮する必要がある。

(3) 固定資産税

固定資産税の基準税額は、土地、家屋及び償却資産に係るものの合計額である。なお、固定資産税の土地及び家屋の基準税額の算定に関して用いている単位当たり平均価格については、概要調書報告書に記載されるべき平成21年度分の単位当たり平均価格を用いることとされている。

(4) 利子割交付金

前年度の交付実績額に乗ずる推計伸率は、地方財政計画等を勘案して1.537とされた。

精算方法については、平成20年度分は1/3、19年度分は当該未精算額の1/2、18年度分は当該未精算額の残り全額を精算することとされた。

また、府内の基準額等については第17表のとおりである。

(5) 配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金

前年度の交付実績額に乗ずる推計伸率は、地方財政計画等を勘案して配当割交付金が1.945、株式等譲渡所得割交付金が1.007とされた。

(6) 減収補てん特例交付金(自動車取得税交付金分)

平成21年度税制改正において環境性能に優れた自動車の取得に係る負担を時限的に免除・軽減するための自動車取得税の減免措置が導入されたことに伴い市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、「自動車取得税交付金の減収に伴う地方特例交付金」を交付することとされた。

なお、平成21年度から23年度までの各年度の交付額を500億円とし、各市町村の自動車取得税交付金の減収見込額※で按分して算定される。

※平成20年度において時限的軽減措置を適用した場合の各都道府県における自動車取得税の減収見込額に、平成21年度の自動車取得税交付金の交付基準を用いて算出した減収見込額。

V おわりに

地方分権改革については、これまで4次にわたり地方分権改革推進委員会によって勧告がなされた。さらに、平成21年11月には、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会によってなされた勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に「地域主権戦略会議」が設置された。また、真の地域主権国家を築くために行政刷新会議が設置され、地方にできることは地方に委ねるなど、国と地方がそれぞれの担う役割に見合った形へと税財源の配分を見直すこととされた。

平成22年度の地方財政対策においては、「地域主権改革」の第一歩として、地方が自由に使える財源を増やし、地方公共団体が地方のニーズに適切に応えられるようにするため、地方の自主財源の充実・強化を図ることとし、地方交付税総額が平成21年度に比べて1兆733億円増額確保された。これと併せて地域のニーズに適切に応えられるよう、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出の特別枠として「地域活性化・雇用等臨時特例費(9,850億円)」が創設された。一方で、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方交付税の原資である国税5税の法定率分等は7兆4,536億円しかなく、交付税総額の半分以下となっている。こうした大幅な税収減の影響を受け、財源不足額が過去最大の規模に拡大し、その補てんに要する臨時財政対策債も大幅増となった。

そのような中、総務省の平成22年度地方交付税の概算要求においては、法定率の引き上げが盛り込まれたところであるが、国税において法人税が激減するといった異常な状況下といったこともあり、法定率改定の議論は先送りされた。引き続き、国の動きを注視する必要がある。

また、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を図る観点から、平成22年度以降の新規事業に係る地方債の元利償還金については、原則、事業費補正方式による基準財政需要額への算入を廃止し、単位

費用により措置する方式に振り替えられることとなっている。

このような地方交付税制度の見直しだけでなく、今後は暫定税率廃止による新たな税財源確保の問題や、地方交付税と「ひも付き補助金」の一括交付金化との調整など、地方税財政を取り巻く環境は大きく変化する可能性が高いと予想される。このようなときだからこそ、地方にはより一層、自らの置かれた現状や今後の動向に留意する必要がある、その上で各課題に適切に対処しうる自律性が求められる。

地方分権改革が進めば、市町村の役割は今以上に重要になり、また、責任の範囲は大きくなる。すなわち、地方の自主性、自律性が確保されることに伴い、自らの判断と責任に基づいて、限られた財源の中で、住民ニーズに迅速、的確に対応したサービス、活力と特色のある地域づくりなどの行政運営をしながら、健全な財政運営にも努めなければならないのである。各市町村における事業選択や財政運営における判断はますます重要性を増していると言えよう。